

哲學的急進派の議會改革論

西尾孝司

目 次

- 一 はじめに
- 二 哲學的急進派の形成
- 三 『ウエストミンスター・レビュー』と哲學的急進派
- 四 ベンサムの急進的議會改革論
- 五 哲學的急進派の議會改革論
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

一八三二年六月七日に成立した「選挙法改正法」(The Reform Act)をめぐって十九世紀初頭のイギリスでは民衆の巨大な政治的エネルギーが爆発した。最近では、それが果たして“革命的危機”であったかが論議されている。⁽¹⁾ 革命は起こらなかった、ということが厳然たる歴史的事実である。それにもかかわらず、一八三〇年代初頭に展開を

みた政治的諸闘争を“革命”という視点から検証しようとする試みがなされるほどにこの期の政治的危機が深刻なものであったことが指摘されなければならないであろう。少なくともこれは、「議会改革をめぐる危機」(reform crisis)として位置づけることが正当なほどに深刻なものであったといわなければならないのである。

一八三〇年代に入り、イギリスでは民衆の改革への要求は「議会改革」へとその焦点がしぼられてゆく。そして、「議会改革」の内容とそれを実現するための手段をめぐってさまざまな党派が政治の舞台に登場したのであった。すでに拙稿「近代イギリスにおける急進的議会改革論の形成」⁽³⁾でみたように、議会改革をめぐる最左翼にはウィリアム・コベットがいたし、ついで哲学的急進派の急進的な議会改革要求があり、さらにはホイッグ党改革派を代表するラッセル卿の最も穏健な議会改革案があった。

しかしながら、他方では、議会改革をめぐる有力な反対派が存在したことも指摘されなければならないであろう。トーリー党がいかなる議会改革案にも反対していたことはいまでもない。しかし、労働者階級の最も急進的な部分もまた議会改革には反対であった。ヘンリ・ハントに代表される労働者階級の過激派は、一八三一年三月に下院に提案された選挙法改正案では労働者階級は少しも利益をうることはありえず、それはミドル・クラスの利益にしかならないとしてこれに反対したのであった。⁽⁴⁾この意味では、一八三二年「選挙法改正法」は、いわば左右両極からの挾撃の中でようやくしてこぎつけたひとつの中間的な妥協であったといわざるをえないであろう。それは、一方における名誉革命体制を断固護持しようとするトーリー党と、他方における既存体制の根本的な変革を求める労働者階級の過激派との中間において妥協をみたものでしかなかったともいえる。ここに、その歴史的意義の解釈をめぐって積極的な評価のみならずきわめて消極的な評価が今日においてもみられる理由があるといえるように思われるのである。

哲学的急進派は、結論的にいえば、一八三二年改正法の実現に向けて中心的な役割を果たしたといえるであろう。かれらは何故にその中心的な役割を果たしたのであろうか。のちにみるように、かれらの議会議改革要求案はきわめて急進的なものであった。しかしながら、かれらの急進的な議会議改革要求案と一八三二年改正法との間には本質的ともいえるギャップがみられる。かれらの主張からするならば、それは、あまりにも不充分なものでしかなかったであろう。それは、かれらの挫折と敗北とさえいえるものであった。レズリー・ステューヴンは、次のように述べつつこれを確認している。

「哲学的急進派は、失敗するべく運命づけられていた。なぜならば、英語で“哲学的”ということは、空想的、非現実的、単純なバカと同義であったからである。哲学者たちは、演壇に立つよりも書齋にこもる方が向いている。酔狂な人種とみなされていたのである」。

ステューヴンは、ベンサム学派のことを哲学的急進派と表現することを好まなかったようである。かれは、ベンサムをあくまでもイギリス人の“常識”という枠組においてとらえようとしていたのである。また、W・トーマスも、次のように述べつつ、ベンサムがその同時代と後世に与えた影響力について疑問を提起している。

「十九世紀初頭のイギリス社会においては、かれらが大衆的な賛同者を獲得することに失敗したことよりは、すなわち、そのような賛同者を獲得するためにはどのような諸手段が必要であるかを会得することに失敗したことよりは、多分、かれらが教養ある同時代人たちにその諸理念を普及させることに失敗したことの方がより決定的なものであった。もちろん、ベンサミズムないしは功利主義がイギリスのヴィクトリア時代においてきわめて有力な哲学であったということは一般に公認されている見解ではある。しかし、私は、このような見解が果たして正しいものであるかどうかについて疑問をもたざるをえないものである」。

さらには、C・B・ウエルチも、次のように指摘しつつ、哲学的急進派についての従来の評価に対して基本的な修正を加えている。

「哲学的急進派はある程度の成功をかちえたけれども、かれらの政治的プログラムは全体としては完全に失敗であった。かれらは、ホイッグ党が相互にその貴族的利益を共有し合っているトリーリー党に対抗して再結集することを実現させることができなかったし、かれらはイギリス議会においても有力な勢力となることができなかった。さらには、ミドル・クラス出身の他の改革者たちが、急進的ないしは根本的な体制変革ではなく、ホイッグ党の指導の下で穏健な改革を求めつづけたことも忘れられてはならない。しかしながら、哲学的急進派のプログラムに対する最も深刻な痛撃は、疑いもなく、チャーチスト運動や反穀物法運動のような明らかに労働者を中心とする階級的な行動によってもたらされた」。

ステイヴン、トーマス、および、ウエルチのこのような見解は、E・アレヴィ⁽⁸⁾、M・オストロゴルスキー⁽⁹⁾、および、A・V・ダイシー⁽¹⁰⁾に代表される哲学的急進派の歴史的評価をめぐるいずれも二〇世紀初頭に形成された通説的見解を根本的に修正しようとするものであることはいうまでもない。果たして、ウェストン女史が指摘するように、「選挙法改正法案の成立は、その勝利が不完全なものであったとはいえ、ベンサムが勝利したシンボルとして考えられる」⁽¹¹⁾ものなのであるか。さらには、一八三二年選挙法改正の政治過程における民衆的要素ないしは労働者階級の闘争をより高く評価する所説⁽¹²⁾が現われている点にも留意しなければならないであろう。

その挫折と敗北という視点から哲学的急進派をみるならば、かれらの挫折と敗北が明らかになるのは、むしろ、一八三二年以降の改正法下における下院においてであった。この改正法の限界がかれらの下院での挫折となって現われたのである。それにもかかわらず、哲学的急進派は、一八三二年の時点では、かれらの獲得した成果に対して一定の

満足を示している。そして、かれらは、これをもってその闘いの矛先を基本的にはおさめたのであった。かれらは、とくに、選挙権拡大についてはその情熱を急速に失っていったのである。ここに、十九世紀イギリス史の七不思議の一つがあるというべきであろう。しかし、ここにこそ、哲学的急進派の歴史的な意義と限界とがあるようにも思われるのである。

本稿は、一八三二年選挙法改正法をめぐる哲学的急進派の理論と実践とを考察しようとするものであり、⁽¹³⁾ 拙稿「近代イギリスにおける急進的議会改革論の形成」の続編をなすものである。

- (1) cf. Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*, 1963. Thomis, M. I. & P. Holt, *Threats of Revolution in Britain 1789-1848*, 1977. Stevenson, J., *Popular Disturbances in England 1700-1870*, 1979.
- (2) Stevenson, J., *op. cit.*, pp.218-228.
- (3) 拙稿「近代イギリスにおける急進的議会改革論の形成」『研究年報』No.6 (神奈川県法学研究所、一九八五年) 所載。
- (4) Hamburger, J., *op. cit.*, pp. 79-81, 119-120.
- (5) Stephen, L., *The English Utilitarians*, 1900, vol.3, p.31.
- (6) Thomas, W., *The Philosophic Radicals: Nine Studies in Theory and Practice, 1817-1841*, 1979, p.446.
- (7) Welch, C.B., *Liberty and Utility: The French Ideologues and the Transformation of Liberalism*, 1984, pp.152-3.
- (8) Halévy, E., *The Growth of Philosophic Radicalism*, 1st French ed., 1901, Eng. trans. by M. Morris, 1928, New ed., 1949.; *A History of the English People in the Nineteenth Century*, 6 vols., 1st French ed., 1913, Eng. trans. by Watkin, E.I. & D.A. Barker, 1924, pap. ed., 1961.
- (9) Ostrogorski, M., *Democracy and the Organization of Political Parties*, 1st French ed., 1902, Eng. trans. by F. Clarke, 1922.
- (10) Dicey, A.V., *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1905, 2nd ed., 1914.
- (11) Weston, C.C., *English Constitutional Theory and the House of Lords 1556-1832*, 1965, p.231.
- (12) Thompson, E.P., *The Making of the English Working Class*, 1963. Royle, F. & J. Walvin, *English Radicals and Reformers 1760-1848*, 1982.

(13) いうまでもなく、哲学的急進派は一八三二年以降も存続してその活動を展開したが、本稿の目的はあくまでも一八三二年選挙法改正法に至るまでのかれらの理論と実践を考察しようとするものである。

二 哲学的急進派の形成

ジェレミ・ベンサムは、しばしば、「隠遁の人」であるといわれてきた。確かに、かれは、その生涯を通して隠遁の人であったといわざるをえない側面をもっている。かれは、公衆の面前で演説をすることはなかったし、政治的な集会やデモンストレーションに参加することもなかった。その悠々自適ぶりを、ステイーヴンは、次のようにスケッチしている。「かれは、午前中に仕事をし、毎日一〇〜一五フォリオ・ページを執筆するというタイム・テーブルにもとづいて生活していた。かれは、定期的に新聞を読んだが、本はほとんど読まず、かれ自身の著作に対する批判には全く無頓着であった。かれの事実上の食事は六時すぎにとる夕食一回のみで、そこには時々ごく少数の友人が特別に招かれるだけであった⁽¹⁾。かれは、あたかも時計が時刻をきざむかのように規則正しい生活を送っていた。そのような規則正しい生活が可能であったのは、おそらく、かれがその生涯において生計のために働く必要がなく、妻子をもつことがなかったことにもよっていると思われる。

しかしながら、ベンサムは、決して孤独の人ではなかった。また、かれは、人嫌いでもなかった。かれは、その晩年に至るにしたがって、ますます多くの弟子たちに囲まれて、ステイーヴンによれば、かれはあたかもマホメットのごとくであった⁽²⁾。このような背景こそが、晩年のベンサムの周辺において「哲学的急進派」が形成される基本的な土台となったといえるであろう。かれの最晩年について、ヴィクター・コーエンは、次のように描いているのである。「ベンサムは、すばらしい弟子たちが敬慕する指導者であった。かれは、なおも、クウィーン・スクウェア・プレイ

スの「隠遁者の住み家」に住んでいた。そして、かれは、なおも『憲法典』の執筆に懸命にとりこんでいた。かれの生涯は不思議なほどに幸福であった。なぜならば、かれは苦痛というものを知らなかったし、欠乏というものを知らなかったからである⁽³⁾。かれは、多くの弟子たちと共にあった。そして、その関係は、「近代の大学教授と生徒たちというよりは、アテナイの哲学者と聴衆たち⁽⁴⁾」のそれであった。かれは、その弟子たちに対して圧倒的な精神的・思想的な影響力をもっていたのである。

ベンサム周辺のこのように多くの弟子たちが集まってくる大きな契機となったのは、かれとジェームズ・ミルとの邂逅であった。それは、一八〇八年のことである。この時期のベンサムは、パノプチコン建設運動の挫折による失意のどん底にあった。ミルとの邂逅によって、かれの改革への眼が刑法から憲法へと転換する。それは、かれの起死回生をかけた転換であった。そして、それは、まもなく、『議会議改革論』として具体化されたのである。これによつて、かれは、徐々に、急進主義者へと転換してゆくのである。このような過程においてミルが確・実・に・果・た・し・たと思われることは、ベンサムの哲学と理念とを多くの知識人たちにひろめつつこれに賛同する知識人をかれの周辺に結集していったことである⁽⁵⁾。ミルは、ベンサムの使徒のごとくでもあり、その理念のオルガナイザーのごとくでもあった。こうして「ベンサムはミルに学説を与え、ミルはベンサムに学派を与えた⁽⁶⁾」のである。

しかしながら、アレヴィのこのような通説に対しては、最近、有力な反論が提起されていることが留意されなければならぬであろう。それは、ウィリアム・トーマスの所説である。トーマスによれば、「ベンサムの弟子たちの中で最も忠実な弟子であったジェームズ・ミルでさえ、最も重要な影響をうけたものとしてかれが公言しているように、その着想をベンサム以外のところから摂取しており、ベンサムの倫理学と法律学とをハートトリの分析的心理学やリカードの経済学をもつて補充したのである。哲学的急進主義という名称は、多彩なさまざまな理念が錯綜したものに對

する名称としてはベンサミズムという用語よりは適切なものではある。しかし、それはむしろかなりの誤解にもとづくものであった⁽⁷⁾。ベンサムとJ・ミルの思想的関係について、トーマスは、のちにもう少し詳しくみるように、アレヴィ説を真向から否定する解釈を展開しており、それはベンサムに対するミルの思想的独自性を強調しようとするものである。トーマスは、哲学的急進派の内部においてミルはかなりの独自の影響力をもっていたことを強調しつつ、「ミルの弟子たちまでもがベンサマイツと呼ばれるようになったのは間違った気まぐれな世評によるものであり、このようなベンサマイツという長い間使われてきたレッテルはたいへんな誤解によるものでしかない」と主張している。この点について、その長男であるジョンが父について次のように指摘していることが想起されてもよいであろう。「ベンサムがおよぼした影響というものはかれが書いたものを通してであった。書いたものを通してかれは、私の父のそれよりもむしろずっと広く深い影響を人類の条件におよぼしましたまた現におよぼしつつもある。歴史上から見ればかれの名の方がずっと大きい。しかし、個人的な影響力ということになると私の父の方がはるかに大きな力をもっていた⁽⁸⁾」。

したがって、このようなトーマス説によるならば、「ベンサムはミルに学説を与え、ミルはベンサムに学派を与えた」とするアレヴィ説は否定されざるをえないであろう。本稿は、これらの両説に注意を払いつつ、哲学的急進派の实体に可能な限りアプローチしようとするものである。

ベンサムの教説に賛同し、ジェームズ・ミルを事実上の仲介者としてベンサムの周辺に結集したグループは、一般に、「功利主義者」(utilitarians)、「哲学的急進派」(philosophic radicals)、「ないしは」、「ベンサマイツ」(Benthamites)などと呼ばれてきた。しかし、これら三つの呼称をほとんど同義語としてとらえるとするならば、それは明らかに誤りであるといわなければならないであろう。これは、W・トーマスも指摘するところである⁽¹⁰⁾。それでは、これらの三つの

呼称にはどのような差異があるのであろうか。まず、「功利主義者」という用語は、ベンサムの教説に賛同するグループの最も包括的な呼称であることはいうまでもない。この用語には、哲学的急進派やベンサマイツのすべてが含まれている。また、この用語は、ベンサムの死去およびそれにつづく哲学的急進派の衰退の後にも、かれの教説に共鳴した人々をも含んでいるというべきであろう。そのような代表的な人物として、L・ステイーンやA・V・ダイシーをあげることができる。他方、「ベンサマイツ」のほとんどは哲学的急進派であったとみなしてもよいであろうが、そのすべてが哲学的急進派であったと考えることは妥当性を欠くといわなければならない。ベンサマイツでありながらも哲学的急進派とはいえない代表的な人物として、エティエンヌ・デモンをあげることができるであろう。かれは、ベンサムの教説に共鳴し、ベンサム個人との心酔的な交際をもち、かれの諸著作を編集翻訳して『立法の理論』(*Traité de Législation civile et pénale*, 3 vols., 1802.)として公刊しつつ、その母国ジュネーブにおいて法典編纂にたずさわった思想家ではあった。けれども、かれは、哲学的急進派に属していたとはいえないのみならず、かれが自己自身を「ベンサマイツ」と名乗っていたかどうかについても確定しがたいものがある。哲学的急進派とは、十九世紀初頭のイギリスにおいて政治的・経済的・社会的・文化的な諸分野においてその根底的な改革を志向しつつ主としてそのための理論的なキャンペーンを展開した人々を意味するものにほかならないのである。

それでは、本稿の主題である「哲学的急進派」にはどのような人々があげられるのであろうか。この論点に入る前に、ここでは、ベンサムを中心とするグループに関する以上のような三つの呼称が、いつごろから、だれによって使われはじめたのかについて瞥見しておくことにしよう。結論的にいえば、これらの三つの呼称が使われはじめた固有の年代を特定することは「功利主義者」を別とすれば、不可能なことのようと思われる。ただし、ここに、いくつかのヒントがあるので、これにふれておきたい。

まず第一に、ベンサム自身は、以上のような三つの呼称のいずれをも全く使用しなかったと思われることが指摘されなければならないであろう。かれの主要な諸著作にはこれらの三つの呼称は全く使用されていないのである。無論、かれ自身が自らを「ベンサマイト」と呼ぶことはありえないことではあるが、かれは自らを「功利主義者」ないしは「哲学的急進派」と呼んだことはなかったように思われる。その一つの証明として、一八四三年に公刊されたボーリング版『ベンサム全集』⁽¹¹⁾第十一巻のあの膨大な「索引」(Index)にはこれら三つの用語が全くリストされていないことがあげられるであろう。しかしながら、かれが自己の教説を『急進主義』として位置づけ、自己自身を『急進主義者』と呼んでいたことは、かれの晩年の諸論著からみてもあまりにも明らかなことであるといわなければならない⁽¹²⁾のである。

第二に、「功利主義者」という呼称は、J・S・ミルが中心となって一八二二年に設立された「功利主義者協会」(The Utilitarian Society)に端緒をもつものであることが指摘されるべきであろう。ミルによれば、⁽¹³⁾この用語は、ミル自身の造語によるものではなく、ジョン・ゴルトの小説『村の年代記』(一八二二年)の中で使われているものであり、ミルはこれを、倫理や政治の規準として「功利性」という基本的原理を承認している若い同志たちの「派閥的名称」として採用したのであった。この協会それ自体は、最初は会員三名で出発し、ベンサム邸で二週間に一回の割で討論会を開催したものであったが、その三年半後に解散する時にも会員は十名に満たなかった。しかしながら、この協会が契機となって、ベンサムの学説に賛同する人々が自己を「功利主義者」と名乗ることになったことのみならず、かれらのことを一般の人々やベンサムの学説に反対する人々すらも「功利主義者」と呼ぶようになっていったことは忘れられてはならない。なお、この協会が解散する一八二六年は、ミルのいわゆる「精神の危機」が始まった年でもあったことが留意されなければならない。なぜならば、この協会の解散の原因がミルの「精神の危機」と密接に関連

しているように思われるからである。しかし、ここでは、一八二二年に「功利主義者」という言葉が使われはじめた事実が確認されれば、それで充分であろう。

最後に、「哲学的急進派」と「ベンサマイツ」という用語の差異にかかわるものである。これらの二つの用語は、ほぼ同年代に使われはじめたものと考えられるが、その年代を特定することは不可能であるといわざるをえない。さしあたり、ここでは、一八五三～四年に執筆された『ミル自伝初期草稿』⁽¹⁴⁾にみられるその用語法についてふれるにとどめたい。『初期草稿』では、「ベンサマイツ」が主として使われており、「哲学的急進派」は一八二〇年代後半以降にかかわる記述において四回しか使われていない。また、「哲学的急進主義」という用語は二回しか使われていないのである。その最終原稿『ミル自伝』では、「哲学的急進派」が『初期草稿』よりも更に数カ所において多く使われているが、依然として「ベンサマイツ」の方が多く使われている。その理由は「ベンサマイツ」という用語の方が「哲学的急進派」という用語よりも広義において用いられていたからである。重要なことは、ミルが『初期草稿』および『ミル自伝』において「自分たち自身を哲学的急進派と考え、その友人たちからもそのように呼ばれていた人々」⁽¹⁵⁾として、グロート、ロウバック、ブラー、ウィリアム・モルスワース卿、ロミリ兄弟をあげていることである。かれらは、いずれも、一八三二年秋に行なわれた選挙法改正後の最初の総選挙において当選を果たした急進派に属する人であった。さらに、ミルは、それ以前から議員であったウォーバートン⁽¹⁶⁾とストラットを哲学的急進派に加えている。すなわち、ミルによれば、かれらは、遅くとも一八三二年の時点において、自らを「哲学的急進派」と名乗っていた。また、ハリエット・グロート夫人は、一八三〇年代を回想しつつ、「議会改革運動の非常に早い時期からわれわれは『哲学的急進派』と呼ばれていた」⁽¹⁷⁾と述べて、『ミル自伝』の内容を確認しているのである。

それでは、哲学的急進派とはどのようなグループだったのであるか。それは、いつ、どのようなメンバーによつ

てつくられたグループなのであるうか。じつは、この点についても諸説紛紛として、その定説はないといわなければならぬのが今日の実状なのである。したがって、ここでは、この問題に関するいくつかの主要な文献にみられる諸説を紹介しつつ、哲学的急進派の実像にいくらかでもアプローチする以外にはないように思われるのである。

哲学的急進派形成の契機は一八〇八年のベンサムとジェームズ・ミルとの邂逅にあったとするアレヴィ説は、⁽¹⁸⁾今日でも定説とされている。この両者の思想的関係はいまだに詳らかにできない部分が多いのであるが、ベンサムはJ・ミルとの邂逅によって、それまでの啓蒙専制主義的な立場から急速に急進主義的な議会改革論者へと転換していったのである。それは、かれの長年の願望であったパノプチオン建設運動の挫折を契機とするものでもあった。⁽¹⁹⁾ 哲学的急進派という呼称がいつから用いられたかは別としても、一八〇八年以降に、ベンサムとミルの二人の周辺に集まってきた人々を、ここでは、一応、哲学的急進派と呼ぶとするならば、哲学的急進派が活躍した期間は一八三二年の第一次選挙法改正を頂点として約三〇年間以上にもおよぶことになるであろう。それは、哲学的急進派がその年代に應じてさまざまな顔をもっていたことを意味する。それゆえ、哲学的急進派の歴史はいくつかの段階に区切られて考察されなければならないのである。

それでは、哲学的急進派の歴史は、どのように区分されるのが適切なのであろうか。この点についてもさまざまな諸説があるのであるが、ここでは二つの学説にふれつつ、その歴史的段階のアウトラインを描いてみたい。

グレイアム・ウォーラスは、その名著『フランス・プレイスの生涯』(一八九八年)において、「功利主義運動においては、一八二四年をもって大まかに区別できる二つの異なった時期がある。一八二四年に至るまではベンサムがそのグループの実際的な指導者であった」と述べている。⁽²⁰⁾ のちにみるように、一八二四年は『ウェストミンスター・レビュー』が創刊された年であり、ウォーラスはこれをもって哲学的急進派の歴史をいわば前期と後期とに区分してい

るのである。そして、かれは、その前期の主要メンバーとして、ベンサム、ジェームズ・ミル、フランシス・プレイス、エティエンヌ・デュモン、ヘンリ・ピーター・ブルーム卿、ジョージ・グロートをあげている。また、かれは、その後期の主要メンバーとして、ジョン・スチュアート・ミル、ジョン・オースチン、ウィリアム・アイトン・トウーク、ジョージ・ジョン・グレイアムをあげている。⁽²¹⁾『ウェストミンスター・レビュー』の創刊を契機として、いわば若い世代がその運動の中核を形成していったことをウォーラスは指摘しているのである。

ヴィクター・コーエンは、一九二七年、『フェビアン・トラクト』第二二一号に「ジェレミ・ベンサム」という小篇ながらも好論文を寄稿している。かれは、この中で、哲学的急進派の歴史を三つの時代に区分しているといえるようである。かれは、たしかに、明確にその区分すべき年代を示してはいない。ウォーラスがその歴史を前期と後期に区分しつつ前・後期間の“断絶”にむしろその注意を向けているのに対して、コーエンは哲学的急進派の運動の歴史を連続性においてとらえているのがその特徴となっている。すなわち、ウォーラスは哲学的急進派のメンバーがその前期と後期とは相当程度に変化していることに着目しているのに対して、コーエンはそのメンバーが年々増大の一途をたどっていった点を強調しているのである。コーエンは、三つの時期にそれぞれ次のようなメンバーをリストしている。⁽²²⁾

〔第一期〕

- ジェレミ・ベンサム（一七四八—一八三二年）、ジェームズ・ミル（一七七三—一八三六年）、ジョン・スチュアート・ミル（一八〇六—一七七三年）、フランシス・プレイス（一七七一—一八五四年）、ヘンリ・ピーター・ブルーム卿（一七七八—一八六八年）、ヨウゼフ・ヒューム（一七七七—一八五五年）、デイヴィッド・リカード（一七七二—一八三三年）、ダニエル・オウコンネル（一七七五—一八四七年）、ヘンリ・ビュカステス（一七八三—一八五一年）、サー・フランシス・バーデッド（一七七〇—一八四四年）、トーマス・ジョナサン・ウラー（一七八六—一八五三年）、ウィリアム・ハウン（一七八〇—一八四二年）

〔第二期〕 ジョージ・グロート（一七九四—一八七一年）、ジョン・オースチン（一七九〇—一八五九年）、ジョン・アーサー・ロウバック（一八〇一—一七九九年）、ウィリアム・アイトン・トゥーク（一七七四—一八五八年）、ウィリアム・エリス（一八〇〇—一八一年）、ジョージ・ジョン・グレイアム（一八〇一—一八八年）、ウィリアム・ジョージ・プレスコット（一八〇〇—一八六五年）

〔第三期〕 サー・エドウィン・チャドウィック（一八〇〇—一八九〇年）、トーマス・サウスウッド・スミス（一七八八—一八六二年）、チャールズ・ヘイ・キアマロン（一七九五—一八八〇年）、ジェームズ・ディーコン・ヒューム（一七七四—一八四二年）、エドワード・ギボン・ウエイクフィールド（一七九六—一八六二年）、チャールズ・ブラー（一八〇六—一八四八年）、トーマス・ホジスキン（一七八七—一八六九年）

コーエンは以上のような二十六名を哲学的急進派のメンバーとしてリストしているが、研究者によってはさらに多くの人物がリストされる場合がある。これらの人物はじつに多彩な群像を形成するものであって、かれらは、本稿の主題である議会改革論の枠組をはるかに超えるさまざまな政治的・経済的・社会的な諸分野において活躍したのである。この意味では、哲学的急進派とは、たんなる政治的諸改革を目ざした人々のみならず社会全体のブルジョワ的な諸改革を志向した人々の総称でもあった。それは、ブルジョワ社会への変革とその完成を目ざした広義の文化運動にほかならなかったのである。

ところで、哲学的急進派の年代区分はどのようになるのであろうか。本稿では、ウォーラス説とコーエン説とをあえて折衷して、さしあたり、次のように区分してみようと思う。すなわち、その第一期は一八〇八年から一八二三年まで、その第二期は一八二四年から一八三二年まで、その第三期は一八三三年以降である。一八三二年は、第一次選挙法改正のみならずベンサムが他界した年としても記憶されねばならない一つのエポックだからである。そして、本

稿は、主として、その第一期および第二期に焦点をあててこれを論究しようとするものである。

- (1) Stephen, L., *op. cit.*, vol. 1, p.231. cf. Wallas, G., *The Life of Francis Place*, 1898, 4th ed. 1925, 5th impression 1951, p.76.
- (2) Stephen, L., *op. cit.*, vol. 1, p.192.
- (3) Cohen, V., *Jeremy Bentham, Fabian Tract*, 1927, no.221, p.18.
- (4) Mackintosh, Sir James, *Dissertation on the Progress of Ethical Philosophy*, 1830, p.130.
- (5) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics: John Stuart Mill and the Philosophic Radicals*, 1965, p.4.
- (6) Halévy, E., *The Growth of Philosophic Radicalism*, p.251.
- (7) Thomas, W., *op. cit.*, p.7.
- (8) *ibid.*, p.97.
- (9) Mill, J.S., *Autobiography*, 1873, The Library of Liberal Arts, ed. by C.V. Shields, 1957, p.66. 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』(一九六〇年)九三頁。
- (10) Thomas, W., *op. cit.*, pp.2-4.
- (11) Bowring, J. (ed.), *The Works of Jeremy Bentham*, 11 vols., 1838-43.
- (12) 拙稿「シヨハン・マンサムの主権国家論——啓蒙専制主義から人民主権論へ——」(『神奈川大学創立五〇周年記念論文集』所収、一九七九年)参照。
- (13) Mill, J. S., *op. cit.*, p.52. 邦訳‘前出’七六頁。
- (14) Stillinger, J. (ed.), *The Early Draft of John Stuart Mill's Autobiography*, 1961. なお、本書の邦訳としては、山下重一訳『ミル自伝初期草稿』(一九八二年)がある。
- (15) *ibid.*, p.154. 邦訳‘前出’三三三頁。Mill, J.S., *Autobiography*, ed. by C.V. Shields, p.125. 邦訳‘前出’一七一頁。
- (16) 『ミル自伝初期草稿』では、哲學的急進派のメンバーの中になウキーン・ハリスと称されている。
- (17) Grote, H., *The Philosophical Radicals of 1832*, 1866, rep. 1970, p.17.
- (18) Halévy, E., *op. cit.*, p.254.
- (19) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』(一九八一年)一六二頁以下参照。
- (20) Wallas, G., *op. cit.*, p.85.

(21) *ibid.*, p.86.

(22) Cohen, V., *Jeremy Bentham, Fabian Tract*, no.221.

三 『ウェストミンスター・レビュー』と哲学的急進派

十九世紀初頭のイギリスでは、政治的性格を強くもつ有力雑誌としては『エディンバラ・レビュー』(*Edinburgh Review*)と『クォーターリー・レビュー』(*Quarterly Review*)が刊行されていた。前者は一八〇二年に創刊されたホイッグ党の機関誌であり、後者は一八〇九年に創刊されたトーリー党の機関誌である。このような中であって、急進主義者へと転換した後のベンサムがその急進主義の諸潮流を一つに糾合する結集点として雑誌創刊の必要性を考えていたことはきわめて自然の成り行きであったといえるであろう。そして、その途は一八一〇年代にかれの周囲に結集してきた多くの弟子たちによって切り拓かれてゆくのである。

一八二一年、かれは、四、〇〇〇ポンドの資金を提供して、雑誌創刊の財政的基盤を確立する⁽¹⁾。しかし、その後の雑誌創刊に至るまでのプロセスは必ずしも順調とはいえなかった。その主筆として、ベンサムはジェームズ・ミルを考えていたのであるが、ミルは東インド会社での勤務と主筆としての活動は両立不可能であるとしてこれを辞退する。そこで、ベンサムは、ジョン・ボーリングにその主筆を依頼したのであった。ボーリングは、一八二〇年にベンサムに紹介されたばかりであったが、それ以降、熱心にベンサム邸を訪れていた熱烈なるベンサム崇拜者であった⁽²⁾。それまでのかれはロンドンのシチーにおいてささやかな商店を営む一介の商人にすぎなかったが、『ウェストミンスター・レビュー』(*Westminster Review*)の主筆という有給の地位に就くことによってその人生の一大転機を迎えていたのである。ベンサムとボーリングの親密な関係は、その後、ベンサムの生前はもとより、その他界後もつづく。すなわち、

ベンサムの外界後は、ボーリングはその遺言執行人として『ベンサム全集』（全十一巻）を編集しこれを公刊したのである。

ところで、『ウェストミンスター・レビュー』は、その創刊号を世に送る前に、別の純粹に文学的な定期刊行物の企画と提携を完了していた。この文学的な定期刊行物の主筆にはヘンリ・サザンが予定されていた。そこで、『ウェストミンスター・レビュー』は、政治の分野はボーリングが、文学の分野はサザンが担当することとなり、二人の主筆をもって出発することになった⁽³⁾。そして、その第一号は、ようやくにして、一八二四年一月二十四日に発行されたのである⁽⁴⁾。その第一号は、まず二、〇〇〇部を売り切つて、一、〇〇〇部を追加増刷した。その後、しばらくの間は、毎回、三、〇〇〇部が印刷された⁽⁵⁾。哲学的急進派にとっては、これは大成功に属するものであった。J・S・ミルは、「この雑誌が概して好評をもって迎えられたことに加えて、創刊号としては異常なくらいによく売れ、かつ、既成政党的機関誌のそれに劣らぬ主張をもった急進派の評論誌の出現が非常な注目的となったことをわれわれが知った時に、もはや躊躇の余地はなく、われわれ一同はこれを強化し一層よいものにするために最善を尽くそうとの熱意をたぎらせたのであった⁽⁶⁾」と回想している。ところで、この当時の『エディンバラ・レビュー』は一万一、〇〇〇部の発行部数を誇っており、これと比較するならば、『ウェストミンスター・レビュー』はまだまだ力不足であったといわざるをえないであろう。

しかし、その経営危機は意外に早くやってきた。この雑誌は、ベンサムの個人所有の形で維持されていたのであるが、二人の有給の主筆と原稿料のためにたちまちに赤字に転落してしまふ。一八二八年暮に、トーマス・P・トムソンがベンサムからその経営権を買収して、この雑誌のいわば社主となり、これ以降三四年までの約六年間はかれ自身とボーリングが共同主筆となるのである⁽⁷⁾。しかも、かれはこの期間にたんに編集者としてこの雑誌の編集にあつた

けではなく百十四本もの論文を寄稿しているのである。⁽⁸⁾かれは、この雑誌へのかくれた最大の寄稿者であった。しかし、その評価がこれほどに低い人物も珍しいといわざるをえないであろう。そして、トムスンとボーリングが共同主筆となったことが、哲学的急進派の内部にかなり深刻な不協和音をかもし出すことになるのである。しかも、かれらが共同主筆であった時期に一八三二年の選挙法改正が行なわれていることを考えるならば、『ウェストミンスター・レビュー』と哲学的急進派の関連についてのみならず、ひいては選挙法改正と哲学的急進派の関連についても新たな視点から再検討せざるをえないであろう。

結論的にいえば、『ウェストミンスター・レビュー』の創刊に至るまでのプロセスとその創刊後の十年間は、その内部の人間関係においてはトラブルの連続であったといえる。そのトラブルの根本的な原因は、J・ミルとボーリングの対立によるものであった。そして、ひいては、ボーリングをその主筆に抜擢したベンサムからミルは次第に遠ざかってゆくのである。この時期の両者の関係について、ハンバーガーは、「ベンサムとJ・ミルの疎遠はつづいた。ミルはベンサムと会ってはいしたが、かれらの関係は真心がこもったものとはいえなかった」と指摘している⁽⁹⁾

『ミル自伝』によれば、「ボーリングは、私の父が政治や哲学の評論誌を経営するのにふさわしいと考えていた人柄とは全くちがった人物であったので、ベンサム氏がその出資金を失うだけではなく、急進主義の諸原理に対する信用をも失墜させるのではないかと感じて、私の父はこの計画の前途を非常にあやぶみ、たいへん残念がっていた」⁽¹⁰⁾。ここには、J・ミルがボーリングをどのようにみていたのかが端的に示されている。『ウェストミンスター・レビュー』の主筆には、編集者としての知的な学問的識見のみならずその経営者としての企業家的才覚が求められていた。ところが、J・ミルからみるならば、ボーリングにはそのいずれもが欠けていたのである。ミルからいわせれば、この時点では、かれは海のものとも山のものともわからない不確定さをもっていただけといわざるをえないであろう。それは、

一方では未知数の魅力でもあろうが、他方では限りなき不安材料でもある。当時の第一級の知識人であり談論風発の社交家として多くのベンサマイトたちの「まとめ役」を果たしていたミルにとつては、ベンサムがその主筆に三〇歳そこそこの一介の小商人にすぎないボーリングを抜擢したことはあまりにも無謀な試行錯誤にほかならないものと映ったのである。事実、すでにみたように、ベンサムが一八二八年にその経営権をトムスンに譲渡せざるをえなかったことは、ミルのボーリングにいだいていた危惧が現実のものとなったといわざるをえないであろう。

こうして、『ウェストミンスター・レビュー』は、ミルとボーリングとの対立を内包しつつ出発しなければならなかった。そして、それは、ひいては、ミルとベンサムとの対立の伏線ともなつてゆくものでもあった。ネズビットは、創刊当時のこの雑誌をめぐる人間関係について、次のように指摘している。「そのスタッフのメンバーは、ジェームズ・ミル、プレイスと若い世代の哲学的急進派との二つのグループに分かれており、一方はボーリングと公然たる戦争状態にあり、他方は少人数でまともにはなかったもののボーリングの盟友であった」⁽¹¹⁾。哲学的急進派のシンボリックな表現とされているこの雑誌の創刊は、じつに、新しい分裂の始まりでもあったのである。アレヴィは、「一八二四年から二八年までこの雑誌の発行は正統派急進主義の最も重要な表現であった」⁽¹²⁾と述べている。これは、たしかに、間違いのない歴史的な事実ではあろう。しかしながら、その雑誌創刊は、徐々に、ぬきさしならない対立を哲学的急進派の内部にひろげてゆくのである。それは、まさに、歴史の皮肉といわなければならないであろう。

ネズビットは、基本的にはボーリングに対しては批判的ではあるけれども、ミルを次のように評している。「そのような反感は、たんにボーリングに対してのみ特別に激しく向けられたものではないというべきであろう。なぜならば、ミルは、諸制度に対してと同じように人間に対しても激しい敵愾心をもっていた。かれは、弟子たちを魅了させるけれども敵をもつくる強い敵愾心をもった人物であった」⁽¹³⁾。その長男ジョンは『自伝』においては父ジェームズ礼賛に

終始しているが、このようなネズビットのなジュームズ評があることは看過されてはならないであろう。

ところで、ポーリングは、ミルをどのように見ていたのであろうか。かれは、その『自伝的回想』の中で、次のように述べている。

「(ミルが発表したいいくつかの論文は―引用者) ミルが鋭い理論家であり独創的な思想家であるという大いなる名声をかれにもたらした。しかしながら、かれ自身の精神はベンサムから吹きこまれたものであり、かれはベンサムの最良の解釈者として考えられるべきであらう。これに対して、デュモンは、大陸においてベンサムを普及させることに貢献したけれども、その作風はミルよりも鋭さに欠け冗漫なものであった。ミルよりもデュモンの方が一般受けしたのは、むしろ、このためであった¹⁴」。

さらに、ポーリングは、ミルについて次のようにも述べている。

「かれは『ウェストミンスター・レビュー』の巨砲であった。かれの目的は、ホイッグであれトーリーであれ貴族勢力を打ち砕くことにあった。なぜならば、かれは、この二つの政党の政略の間にはほとんどその違いを認めないなかつたからである。かれによれば、この二つの政党はいずれも地位と権力を求めて活動しており、世襲的な支配権を当然の権利として要求してきたのであり、ミドル・クラスや人民が立法府に議席をもつことを徹底的に排除しようとする戦略において一致してきたのである¹⁵」。

以上のようなポーリングのミル評は、概ね、好意的なものであるといえるように思われる。また、それは、現代のミル研究者のミル評価とも、大筋において一致しているといえるであらう。ミルからすれば、「かれは『ウェストミンスター・レビュー』の巨砲であった」とするポーリングのミル評は心外ではあるかもしれない。しかし、これは、視点をかえてみるならば、ポーリングが哲学的急進派全体の中で果たしていたミルの役割を正当に評価していたこと

の証左であるともいえるであろう。ポーリングは哲学的急進派の主要メンバーからは不興を買い、その後のベンサム・ミル研究者たちの評判もあまりよいとはいえない人物ではあったが、かれのミル評は概ね中正なものであったように思われるのである。

一八二八年暮に、すでにみたように、トムスンがベンサムから『ウェストミンスター・レビュー』の経営権を買収してその社主となり、ポーリングと共同編集者となった。これは、まず第一に重要なことは、この雑誌がベンサムの手から独立したことを意味することである。第二に重要なことは、このことが、ミル父子やプレイスのこの雑誌からの決定的な離脱をもたらすことになったことである。もともと、ベンサムとこの雑誌との関係は、精神的・財政的な支援を中心とするものであって、かれがこの雑誌を舞台として議会改革を求める大論陣を張ろうとしたものではなかった。逆に、かれは、この雑誌創刊後五年間に、わずか一篇しかその論文を寄せておらず、しかもそれは機会改革にするものではなく土地を動産と同じように扱うべきだとする土地法の改革要求に関するものであった。⁽¹⁶⁾ すなわち、この雑誌を哲学的急進派の改革運動という側面からみるならば、ベンサム自身はこの運動にはほとんど参加しなかったというも過言ではないのである。この期のかれは、いくつかのテーマをかかえこんで、その執筆に余念がなかった。したがって、この雑誌がベンサムから財政的に独立したことは、その精神的支援が変わらないとしても、かれにとってはこの雑誌がはるかに遠い存在になってしまったことを意味するものであったであろう。この点について、ステューヴンは、「それ(ウェストミンスター・レビュー引用者)は最終的にはペロネット・トムスンに買収され、しばらくの間、ベンサムズムの公式の機関誌であることを停止した⁽¹⁷⁾」ときえ述べている。

これに対しては、トムスンの好意的な伝記作家L・G・ジョンソンは、次のように反論している。「トムスは、この雑誌を存続させるために、それまでのすべての損失を負担しそれ以後のすべての経費を支払いうる資金を提供し

た。その際、ベンサムはトムスンとの「共同所有者」となることで一致をみていた。また、ポーリングとトムスンがこの雑誌の共同主筆となるはずであった⁽¹⁸⁾。このようなベンサムとトムスン「共同所有者」説はひとりジョンソンによつてのみ主張されているものであるが、その所有形式上ではなおもジョンソン説が成立しうる余地はあるとしても、その経営権は事実上はトムスンに委ねられたとみるのが相当である。なぜならば、ベンサムがその創刊時に提供した四、〇〇〇ポンドの基金以外にこの雑誌のために資金をさらに提供したという証拠はどこにもないからである。さらに、ジョンソンは、ベンサムとポーリングがこの雑誌のために資金提供しようとするものをトムスン以外に求めようとすればそれが可能であったにもかかわらず、かれらがあえてかれを選んだのはベンサムの強い意向が働いていたと主張している⁽¹⁹⁾。つまり、ジョンソンは、トムスンを起用したのはベンサムの意志によるものであるから一八二九年以後のこの雑誌の性格は依然としてベンサム派急進主義のそれを失っていないと解釈しようとしているのである。ベンサムがトムスンの起用についてポーリングにその同意を与えたことは想像に難くないが、これをもってさきのステイヴン説が誤りであるということはできない。なぜならば、一八二九年以降のこの雑誌は、急速に、トムスン色を強めてゆくことになるからである。しかも、これは、ミル父子がこの雑誌から全面的に手を引いたことと表裏の関係をなしてもいるのである。

『ミル自伝』によれば⁽²⁰⁾、経営困難に陥つたこの雑誌を再建するためにミル父子はポーリングと何度も相談をくり返しかれに無報酬の主筆を迎えることによつてその経営態勢を刷新すべきであることを提案していたにもかかわらず、かれはミル父子になんらの了解を求めることもなく、いきなりトムスンとの間で再建計画を取り決めて、これをミル父子に事後通告の形で通知してきたのであった。このようなかれの態度をミル父子は自分たちに対する許すことのできない侮辱だと考えて、トムスンの『ウェストミンスター・レビュー』への寄稿を拒絶するに至るのである。これによ

って、哲学的急進派は完全に二つに分裂したとみなさざるをえないであろう。ネズビッドは、「すべての関係者に多大の苦痛を与えつつ、この雑誌の最初の王朝は終わったのである」と述べている。⁽²¹⁾

トーマス・ペロネット・トムスン——かれはどのような人物なのであろうか。かれは、一七八三年に生まれ、一八六九年に没している。かれの生涯は陸軍将校としてのそれであった。二十三歳で陸軍中尉となったかれは、その後、将校としての階段を確実にのぼり、一八五四年には陸軍少将となり、六八年に同大将にまでのぼりつめている。しかし、それは、あくまでもノミナルなものでしかなかったようである。また、かれは、選挙法改正後、一八三五年六月に下院議員に初当選して以降、通算して三期約一〇年間を下院議員としての政治生活を送っている。かれが哲学的急進派と接触をはじめたのは、一八二二年からであった。⁽²²⁾その後、かれは急速にベンサミズムへの傾倒を深めてゆく。そして、その七年後には、かれは『ウェストミンスター・レビュー』の社主兼主筆になるのである。かれの思想信条の中核にベンサミズムがあったことは、かれがこの雑誌に書きまくった多くの論文を一読すればあまりにも明らかなことである。そのうち、議会改革論にかかわるものは、わずかに六本にすぎないが、その内容はほぼベンサムのを敷衍したものであり、かれの独創的見解は全くないといっても過言ではない。ネズビッドは、「トムスンの作品は一般に思いつきで軽率な手法で書かれたもののように思われる」と指摘している。⁽²³⁾この限りでいえば、かれはベンサムのエピソードにすぎなかったとさえいいうるのであるが、かれが忠実なるベンサマイトであったことを疑うことはできないであろう。

しかしながら、ベンサム・ミル研究者のだけ一人として、トムスンを哲学的急進派のメンバーとしてリストしているものはいないのである。かれの名は、『ミル自伝』(一八七三年)では一回しかふれられていないし、ステイヴァン『イギリスの功利主義者たち(全三巻)』(一九〇〇年)とアレヴィ『哲学的急進派の形成』(一九〇一年)ではそれぞれ一

回だけしかふれられていない。しかも、それらはいずれも否定的なニュアンスにおいてかれにふれているにすぎないのである。そして、それらはいずれも、トムスン・ポーリングのコンビが『ウェストミンスター・レビュー』をいわば私物化することによって哲学的急進派の内部分裂を促進させたとする解釈において一致しているのである。はたして、トムスンはいかなる人物であったのであろうか。ジョンソンは、「トムスンはベンサマイトの中でコベットたらんとしたのである」⁽²⁴⁾と述べている。これはいくつにも解釈可能なあいまいな表現である。ここで唯一の確実な事実は、コベットとベンサムが相容れなかったと同じように、トムスンは哲学的急進主義の正統派からは無視ないしは敵対視されつづけたということである。これは、かれにとってはじつに心外なことではあったであろう。しかし、かれは、ベンサムを原点とした「わが道」を歩みつづけた人物であったといわざるをえないようである。

これまでにみてきたように、『ウェストミンスター・レビュー』は、哲学的急進派を象徴する機関誌として創刊されたのであったが、それは、他面では、皮肉にも、哲学的急進派の内部分裂を促進する契機ともなった。ネズビットは、「外部の人々にとっては、この雑誌は一心同体のように団結した集団の独自の機関誌であるかのように考えられていたけれども、はじめからこの雑誌はそのようなものではなかったのである」⁽²⁵⁾と指摘している。また、ハンバーガーは、「ベンサムの弟子たちのうち、のちに哲学的急進派と呼ばれる人々は、J・S・ミルを除けば驚くほどこの雑誌には寄稿していないのである」⁽²⁶⁾と指摘している。しかも、かれらの一部は、ペリグリン・ビンガムがチャールズ・オースチンの応援をえて一八二六年に創刊した『パリーリヤメンタリ・ヒストリー・アンド・レビュー』(Parliamentary History and Review)に寄稿するに至る⁽²⁷⁾。J・ミルも寄稿したこの雑誌は年刊でわずかに三号を数えて廃刊となったが、これは哲学的急進派がその機関誌の発行をめぐる少なくとも二つに分裂していたことを如実に物語るものであろう。ハンバーガーは、ポーリングとその他のメンバーとの不仲が『ウェストミンスター・レビュー』をその目的にふさわ

しい雑誌にすることに失敗した結果、一八二六年に創刊された『パーリヤメントリ・ヒストリー・アンド・レビュー』が、むしろ、哲学的急進派の代表的な機関誌となった、とさえ指摘しているのである。⁽²⁸⁾

このような哲学的急進派の内部分裂は、ある意味では、このグループが強力なリーダーを欠いていたことに起因しているともいえるように思われる。それでは、哲学的急進派のシンボリックな存在とされているベンサムはこのグループの内部ではどのような存在だったのであろうか。

ベンサムと哲学的急進派の関係について述べられている最初の文献としては『ミル自伝』がある。その中で、ミルは、「かれらの思考方法は、ベンサムを首領^{チーフ}あるいは指導者^{ガイド}と仰ぐというような意味でのベンサムイズムの特徴をもつものではなかった⁽²⁹⁾」と述べて、哲学的急進派はベンサムを首領として仰ぎ一致団結していた集団ではなかったと回想している。ミルは、また、「ベンサムが一团の弟子たちに囲まれて、その弟子たちはかれの口からその思想を吹きこまれていたというのはたんなる作り話にすぎない⁽³⁰⁾」とも述べている。そして、ミルは、「ベンサムがおよぼした影響というものは書いたものを通じて以外にはない⁽³¹⁾」と断定しているのである。これを敷衍するならば、ミルによれば、ベンサムはあくまでも哲学的急進派のシンボリックな存在にすぎなかったのであり、かれはいわば「奥の院」に鎮座してもっぱら執筆活動にその精力を注いだのであって、かれが哲学的急進派の先頭にたってそのリーダーとしての役割を大いに果たしたというようなことはたんなる作り話にすぎないのである。この点について、ハンバーガーも、「一般に信じられているのとは反対に、ベンサムは、個人的にはほとんど哲学的急進派と接触していないし、一八三二年にベンサムが死去するまでのほぼ一〇年間はジェームズ・ミルとは不和で仲たがいの状態にあった⁽³²⁾」と指摘している。このような中において、J・S・ミルは、集団としての哲学的急進派の「まとめ役」はわが父ジェームズであった⁽³³⁾としつつ、「当時のベンサム派または功利主義派の伝道に顕著な性格を与えたのは私の父の思想であった⁽³³⁾」と述べて

いる。ミルのジェームズ観は父礼賛に終始しており、それはかなりの過大評価を含んでいるようにも思われるが、最近の研究にはむしろJ・ミルのベンサムに対する独自性を強調しようとする傾向がみられる。⁽³⁴⁾ハンバーガーは、「ジームズ・ミルは、哲学的急進派の運動がベンサムの直接的な指導のもとに形成されてきたことを否定することによって、かれは暗にその運動のリーダーであることを主張したのである」とさえ述べているのである。⁽³⁵⁾

しかしながら、かりにJ・ミルのそのような独自性を認めたとしても、それは哲学的急進派がJ・ミルのもとで一糸乱れぬ団結を誇示していたことを意味するものではない。W・マックルレイスは、「この政治改革者たちの小さな集団には絶対的な規則などというものはなかった」と指摘している。⁽³⁶⁾また、R・レクァーチマンは、「かれらの信念はかれらのパーソナリティと同じように個性的であった。おそらく哲学的急進派はだれ一人としてこの集団が主張していたあらゆる見解に無条件に同意している人はいなかったけれども、やはりかれらは一つの集団をなしていたともいえるように思われる」と述べている。⁽³⁷⁾さらには、A・H・マンチェスターは「ベンサミズムとベンサマイツを、あたかも一つのまとまった主義主張をもった集団としてとらえたり、強い同志的な結合をもった一つの集団としてとらえることは、あまりにも単純な見方であるといわざるをえない」と述べている。⁽³⁸⁾

さらに、トーマスは、この点について次のように述べているのである。

「さまざまな諸制度を改革するための基準を求めて、かれの体系から同時代の社会のあらゆる分野に関する徹底した批判を引き出そうとしていた熱烈な弟子たちの一団にベンサムが囲まれていたとするようなことは、後世の自由主義者たちの神話作りの産物にほかならない。私の知る限り、ベンサムを中心とするサークルは、その他の政治思想家たちのそれとは全く違ったものである。そのサークルは、かれらを取りまいていて社会に関する納得のいく説明をかれの著作の中に見い出すためにかれの思想をより深く学ぼうとしてかれの周囲に集まってきた人々から成

るものではなく、むしろ、ある種の期待とあせりの中で自分の研究を完成させようと願いつつもなおそのメドが全くたない漠然とした状況を打開しようとしていた人々から成っていた⁽³⁹⁾。

哲学的急進派のメンバーは、ベンサムを教祖と仰いだことはなかったし、その教理を伝播するための使徒たらんとしたのでもなかった。第五節でみるように、哲学的急進派の主なメンバーは、それぞれに独自の思想を展開しており、特定の主義主張にもとづいて一致団結していたのではなかった。例えば、かれらの議會改革要求の内容は、ベンサムとJ・ミルの間においてすらかなりの違いがみられるのである。また、哲学的急進派内部の人間関係は、だれかにだれかが服従を誓うというような上下関係ではなく、それぞれがその主体性を尊重しあう相互に対等平等な関係であった。かれらの相互関係の中には「尊敬」とか「敬服」とかはありえても、「従属」や「服従」や「命令」はありえなかったといえるであろう。かれらの相互関係は、比喩的にいうならば、あたかも黒沢明監督作品『七人の侍』の関係に似ていたといえるようである。

哲学的急進派はその活動の全期間を通して、ホイッグ党やトリー党と対決する政党を結成しようとしたことは一度もなかった。これは、ベンサムのデモクラシー理論の影響によるものと思われる部分があることは否定しがたいところであろう。ベンサムにはその代議制民主主義理論にもかかわらず政党の観念が全くなかった。かれは、ルソーと全く同じように、デモクラシーにおける人民内部の利害の同一性を大前提としてその政治理論を構築しようとしたのである。したがって、かれにとっては、政党はむしろ有害無益の集団であった。こうして、かれの代議制民主主義理論からは政党は排除されたのである。

しかしながら、哲学的急進派が政党を結成しえなかったのは、トーマスも指摘するように、この集団が大衆的な支持基盤を獲得しえなかった⁽⁴⁰⁾ことに加えて、「頑固な個性をもっているために団結できないといつかれらの性格⁽⁴¹⁾」のし

からしめるところでもあつたといえるように思われる。その非規律的な結合様式にこの集団が政党へと展開しえなかつた原因の一端があるように思われるのである。ステューヴンも、「功利主義者たちは結合のための偉大な才能をもち合せていなかった。かれらのよつてたつ原則は個人の独立の側にたつものであつた。かれらは、おそらく、見解の相違を認め合おうとすることよりも、見解が相違していることそれ自体を大切なことと考⁽⁴⁾えていた」(強調引用者)と指摘している。かれらの結合は、政党としてのエネルギーに結集するにはあまりにもゆるやかなものでしかなかつた。もとより、十九世紀初期のイギリスの政党は、M・オストロゴルスキー『デモクラシーと政党の形成』(一九〇二年)やマックス・ヴェーバー『職業としての政治』(一九一九年)を引用するまでもなく、政党としての統一的な綱領をもつておらず、その内部規律は非常にゆるやかで、ある種の「クラブ」のような存在であつた。そして、この点からみるならば、哲学的急進派はそのような「クラブ」ですらもなかつたといわざるをえないのである。

こうして、かれらは、一八三二年選挙法改正後の下院に進出しはしたものの、ついに一つの党派としての結束した議会活動を展開することができないままに、やがては分散の途をたどらざるをえなかつたのである。

- (1) Bowring, J., *Autobiographical Recollections of Sir John Bowring. With a brief memoir by Lewin B. Bowring*, 1877, p.7.
- (2) Mill, J.S., *Autobiography*, pp.59-60, 邦訳、前出、八五頁。
- (3) *ibid.*, p.61, 邦訳、同前、八八頁。
- (4) Nesbitt, G.L., *Benthamite Reviewing: The First Twelve Years of The Westminster Review, 1824-1836*, 1934, rep. 1966, p.36n. ネビットは、J.S.ミルは『自伝』において、『ウエストミンスター・レビュー』第一号は一八二四年四月に発行されたと述べているが、これはミルの誤解であるとしている。
- (5) Bowring, J., *Memors of Bentham, to: The Works of Jeremy Bentham*, vol.10, p.540.
- (6) Mill, J.S., *op. cit.*, p.62, 邦訳、前出、八九頁。
- (7) Bowring, J., *Autobiographical Recollections of Sir John Bowring*, p.72.

- (8) Thompson, General Thomas Perronet, *Exercises, political and others*, 6 vol., 1842. 本書は『ハキスト・インスター・ハンター』と銘題した百十四冊の論文や講話等を収録したものである。
- (9) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics: John Stuart Mill and the Philosophic Radicals*, p.22.
- (10) Mill, J.S., *op. cit.*, p.60. 邦訳『前出』八六頁。
- (11) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.34.
- (12) Halévy, E., *op. cit.*, p.483.
- (13) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.29.
- (14) Bowring, J., *Autobiographical Recollections*, p.68.
- (15) *ibid.*, p.69.
- (16) Bentham, J., *A Commentary on Mr. Humphreys' Real Property Code*, *Westminster Review*, vol.6 (October, 1826).
- (17) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.32.
- (18) Johnson, L.G., *General T. Perronet Thompson 1783-1869*, 1957, pp.143-4.
- (19) *ibid.*, p.144.
- (20) Mill, J.S., *op. cit.*, pp.83-4. 邦訳『前出』一六―一七頁。
- (21) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.136.
- (22) *Dictionary of National Biography*, vol. LVI, 1898, pp.224-6.
- (23) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.144.
- (24) Johnson, L.G., *op. cit.*, p.147.
- (25) Nesbitt, G.L., *op. cit.* p.130.
- (26) Hamburger J., *Intellectuals in Politics*, p.18.
- (27) Mill, J.S., *op. cit.*, p.76. 邦訳『前出』一〇七頁。
- (28) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.20.
- (29) Mill, J.S., *op. cit.*, p.68. 邦訳『前出』六八頁。
- (30) *ibid.*, pp55-6. 邦訳『同前』九三頁。
- (31) *ibid.*, p.66. 邦訳『同前』九三頁。

- (32) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p. 15.
- (33) Mill, J.S., *op. cit.*, p. 66. 邦訳 前出 九四頁。
- (34) *cf.* Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*. Thomas, W., *The Philosophic Radicals*.
- (35) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p. 22.
- (36) MacLwraith, W., *The Life and Writings of George Grote*, 1885, p. 14.
- (37) Leckachman, R., *A History of Economic Ideas*, 1959, pap. ed., 1976, pp. 114-5.
- (38) Manchester, A. H., *A Modern Legal History of England and Wales 1750-1950*, 1980, p. 14.
- (39) Thomas, W., *op. cit.*, p. 25.
- (40) *ibid.*, pp. 445-9.
- (41) *ibid.*, p. 440.
- (42) Stephen, L., *op. cit.*, vol. 2, p. 31.

四 ベンサムの急進的議会議改革論

ベンサムは、J・ミルとの邂逅一年後の一八〇九年に、『議会議改革教義問答』(*Catechism of Parliamentary Reform*)を書いた。これは、議会議改革を要求したかれの最初の論文である。かれは、一七七六年に処女作『政府論断章』(*A Fragment on Government*)を公刊して以来、一貫して改革者としてさまざまな分野での改革を要求して多くの著作を執筆ないしは公刊してきたのであったが、それらの改革要求の中には議会議改革は全く含まれていなかった。『政府論断章』は、たしかに広義の憲法論を展開したものであり、それは内容的にはウィリアム・ブラックストンの混合政体論に対する批判的展開であった。この限りでいえば、ベンサムは、その最初から一貫して混合政体論に対する厳しい批判者であり、貴族階級に対する厳しい批判者であった。⁽¹⁾

しかしながら、『政府論断章』におけるかれの混合政体論批判は貴族制批判は、議会議改革論という形では展開され

てはいないのである。ここに初期ベンサムが啓蒙専制主義者であったとされる所以もある。初期ベンサムにはたしかに主権の一元化という視点はあったけれども、その主権の主体が議会であるとはついに考えられなかったのである。この意味では、さまざまな分野における改革要求を逍遙したのちに、一八〇九年に、ベンサムがついに議会改革にその改革の視点を転じたことはまさに画期的なことであったといわなければならない。

『議会改革教義問答』の中で、ベンサムは、①選挙権拡大（一定額の納税をした成人男女と居留外国人にまで選挙権を拡大する）、②秘密投票制（また、郵便による投票方法を地域割選挙区に限り認める）、③平等選挙区制（全六〇〇議席を、面積を均等に分割した四〇〇議席と人口に比例した二〇〇議席によって構成する）、④議員任期一年制（毎年総選挙）、などを主とした議会改革を要求している。⁽²⁾このようなかれの議会改革要求は、当時のイギリスの選挙制度と議会制度に対する抜本的な改革要求であったことは間違いないところであろう。しかしながら、それは、マジョア・カートライト『選択せよ』（一七七六年）に比較すればはるかに穏健なものであり、ウィリアム・コベット『改革の諸要素』（一八〇九年）と比較してもなおも穏健なものであった。⁽³⁾その理由をここで一点だけ指摘するならば、ベンサムは選挙権の資格として納税条件を付しているからである。これは、当時の「急進主義」の基本的な条件を欠くものであった。ただし、かれが納税条件を付したとはいえ女性に選挙権を認めていることは、カートライトやコベットには全く欠落していた視点を提起したものであって、これはかれの万人に平等の選挙制度論への適用であった点は看過されてはならないであろう。

しかしながら、一八〇九年の時点において一番重要なことは、ベンサム自身が自己を急進主義者であるとは考えていないことであろう。⁽⁴⁾一八〇九年はベンサムにとってはさまざまな分野における改革要求の一つとして新たに議会改革という視点を導入したにとどまるものでしかなかったといわざるをえないのである。加えて、『議会改革教義問答』は、

一八〇九年には書かれただけであって、それが公刊されたのはその八年後であったという事情が勘案されなければならない。すなわち、ごく一部少数のかれの弟子たちを別にすれば、イギリスの多くの民衆にとってはかれはこの時点ではまだ議会改革論者ではなかったのである。しかしながら、H・T・ディキンソンの「ベンサム(5)の議会改革案は、それらが民衆の共有財産となるずっと以前から、ヘンリ・ハント、フランシス・プレイス、ジョン・ホーン・トゥークやフランシス・バーデットを含めて、一つのサークルに結集しつつあったベンサムの心酔者たちにとっては周知の事実となっていた」とする指摘は看過されてはならないであろう。

一八一七年に、ベンサムは公然たる急進的な議会改革論者として立ち現われる。この年には、『議会改革教義問答』に膨大な『序説』(Introduction)を書き加えて、これが『議会改革計画論』(Plan of Parliamentary Reform)として公刊されたのである。しかしながら、『問答』と『序説』はそれぞれ別々の著作と考えられるべきであろう。なぜならば、この両者の間には基本的な相違がみられるからである。それでは、ベンサムは、『序説』ではどのような急進的な議会改革論を展開しているのでしょうか。『序説』の最大の特徴は、それがたんなる議会改革論の領域にとどまることなく、新しい国家構造論が展開されているところにあるといえる。それでは、ここで、新しい国家構造論とはなにか。これこそ、まさに、『民主主義』(democracy)であり、『代議制民主主義』(representative democracy)なのである。この二つの用語は、『問答』では一度も使われていない。その意味では、『問答』は、いわば部分的な議会改革論にすぎなかったといわざるをえないであろう。これに対して、『序説』は、いわば全面的な議会改革の要求であり、それは新しい民主主義国家への転換を要求するものであった。それは、革命論ではなかったけれども、国家構造の全面的な変革論にほかならなかったのである。

ベンサムによれば、代議制民主主義とは、「人民によって行使される唯一の権力は人民の代理者を選ぶ権力であり、

人民の代表者たちがの人民の支配者を選ぶものであつて、これ以外にたとえ民主主義と呼ばれてきたものがあつたとしても、それは民主主義を騙るものでしかなかつた⁽⁶⁾。すなわち、民主主義は、人民が自己の代理者を選挙によつて選ぶことのできる代議制民主主義以外にはありえない。ここには、明確に、《人民主権》が主張されている。民主主義とは、人民主権であり、人民主権にもつづく代議制にはかならないのである。かれは、このような民主主義を《完全なる民主主義》(total democracy)と呼んでいる。そして、そのような完全なる民主主義のもとにおいてのみ、人民の「身体・財産・名誉・生活条件・宗教的礼拝に対する安全」⁽⁷⁾がはじめて完全に保障されるのである。これに反して、「不完全なる民主主義」(partial democracy)は君主制と貴族制とを随伴しているものであり、それは基本的には「混合政体」であつて、そのような国家では人民の身体・名誉・生活条件・宗教的礼拝に対する安全は保障されることはありえない。

こうして、ペンサムは、『序説』では君主制と貴族制とを『問答』よりもいっそう厳しく批判する。人民主権にもつづく代議制民主主義の視点からみるならば、君主制と貴族制は論理的には容認することはできないであろう。しかしながら、かれは、『序説』では君主制と貴族制の廃絶を要求してはいない。それは、当時のイギリスの君主制と貴族制の在続を前提として、下院の根本的な改革を要求したものとどまつているのである。

『序説』では、ペンサムは、議会改革の具体的な要求としては、主として、①男子普通選挙制、②投票の自由の保障、③秘密投票制、④平等選挙区制、⑤毎年総選挙、を主張している。これらの要求は、男子普通選挙制を除けば、『問答』とほぼ同じものであるといえる。『序説』では、かれは、選挙権から納税条件を撤回して、ようやくにしてカートライトやコベットの男子普通選挙制の要求に到達したのである。しかし、かれは『問答』では認めていた女性の選挙権を『序説』では撤回しており、この点は『問答』に比較しての『序説』の唯一の後退面といわざるをえない。

けれども、かれは、女性の選挙権そのものを否認したのではなかった。むしろ、かれは、選挙権の平等性という視点からこれを認めつつも、最終結論は「読者が決定するであろう」として読者にこれを委ねたのである。⁽⁸⁾

一八一九年に、ベンサムは、『急進的議会議会改革法案』(Radical Reform Bill)を公刊した。この法案は、かれが「議会議会改革法」として即座に制定するように要求したものである。その冒頭において、かれは「選挙権の秘密性・普遍性・平等性・毎年性」こそが「急進的な改革の基本的な特徴を表現する」ものであることを強調している。⁽⁹⁾『法案』においては秘密投票制が特に強調されている。また、普遍性とは選挙権はすべての人々にひとしく与えられるべきであるとする選挙権の資格要件にかかわるものであり、かれは財産資格や納税条件を否定している。しかし、女性は選挙権から除外されており、それは結果的には男子普通選挙制の主張となっている。平等性とは一票の価値と効果が平等でなければならぬとする平等選挙区制を意味する。毎年性は議員の任期を一年とするものであり、毎年総選挙制を意味する。⁽¹⁰⁾

『法案』における以上のようなかれの主張は、先にみた『序説』のそれとほとんど同じであるといえる。この両著の相違は、『法案』では君主制と貴族制に対する批判が全くみられないことである。それは、議会議会改革論というよりもむしろ選挙制度改革論というべきものとなっている。『法案』は、下院議員の総選挙のいわば実務的な手続にもつばらその焦点が置かれる形で展開されているのである。その中でも特筆すべきことは、国王から任命された独立した行政機関としての「選挙管理本部長」⁽¹¹⁾(Election-Master-General)のもとに統轄されて選挙が執行されるべきであるとする構想であろう。これは、今日の日本の「中央選挙管理委員会」を先き取りする構想であり、選挙の公正な執行を目的としている。かれは、そのような選挙をもつばらの業務とする機関を中央と地方に設置して、これによって公正な選挙の執行を確保しようと考えたのである。

この『法案』は、一八一八年二月にフランス・バーデットの求めに応じてベンサムが書き上げたものであり、これにもとづいて、のちにみるようにバーデットは同年六月と翌一九年七月に下院において議会改革の動議を提出するが、いずれも大差で否決されている。

ベンサムは、一八二二年から『憲法典』(The Constitutional Code)の執筆に入る。『憲法典』は、当初は、全三巻の予定で公刊されるはずであった。その第一巻は一八二七年に印刷され三〇年に公刊されている。しかし、第二巻は三〇年に印刷されただけで公刊はされなかった。その第三巻は印刷されることもなく、いわば未完成に終わったのである。『憲法典』は、究極的には未完の大著であって、それはボーリング版全集第九巻として一八四一年にはじめて公刊されたものである。それは、かれの他界と選挙法改正の一〇年後のことであった。

『憲法典』においてベンサムの急進的な議会改革論は体系的な表現をみた。『憲法典』は先にみた『序説』の発展的な展開であり、それは議会改革論の領域をはるかに超えて、まさしく国家構造の、すなわち、憲法の基本的な変革論として展開されている。それは、かれの全著作の中でも質量ともに第一級のものであり、文字通りベンサム學生の大作にはかならないものである。

ボーリング版全集第九巻として公刊された『憲法典』は、編者によるきわめて基本的にして重大なる改変が施されており、一八三〇年に公刊された『憲法典』(第一巻)初版本とは全く違っている。ボーリング版『憲法典』は、書誌学的には、全くの“紛い物”にはかならないものである。『憲法典』(第一巻)初版本は、ボーリング版『憲法典』の一四六頁から三三三頁までであって、その一頁から一四五頁までは編者ボーリングが恣意的に追加したものである。『憲法典』(第一巻)初版本は、一九八三年に公刊されたF・ローゼン/J・H・バーンズ共編『憲法典』(第一巻)においてその原型と全く同じ形で復刻された。¹³⁾『憲法典』の書誌学的考察は稿を改めることにしたい。なお、本稿における

『憲法典』は、ローゼンハバーンズ版によっていることはいうまでもない。

『憲法典』の最大の意義は《人民主権》が明確に主張されているところにある。ベンサムは、「主権は人民にある。主権は人民によって留保されている。主権は構成権力の行使によって行使される」と述べて、主権が人民にあることを宣言すると同時に、主権は人民によって直接的ではなく構成権力によって行使されるとしている。これは、別の視点からみるならば、君主主権の否定を意味する。それは、《共和制》と《代議制》の主張にはかならないのである。ベンサムの共和国における人民は、二十一歳以上の成人男子であり、《構成権力》(constitutive authority)の主体である。そして、人民は、その構成権力によって「最高立法議會」を選出する。その選挙権をもつものは、二十一歳以上の成人男子であって、①女性、②二十一歳未満の未成年男子、③文字を読めない人、④旅行者は選挙権から除外される。これは、かれが、選挙権を二十一歳以上の成人男子にまで拡大すべきであることを主張していることを意味する。また、人民によって選出される最高立法議會は全能にして無制限の権力を所持している。これは、ロック的な権力分立論の否定を含む一院制の主張であって、同時に、貴族院の廃止の要求でもある。ベンサムの生涯のテーマであり、その初期からの主張でもあった貴族階級に対する痛烈なる批判は、『憲法典』では貴族院廃止の要求となって結実するのである。

最高立法議會は、日曜日を除いて毎日開会され、議員には日給による報酬が支給される。また、最高立法議會は、公開を原則として、その討論は議員個人の動議提出によって行なわれ、必要と認められるものは「法律」として制定される。なお、最高立法議會の議員の任期は一年である。以上を要約すれば、ベンサムは、①通年議會、②公開制の原則、③議員の独立性の保障、④議員任期一年制、⑤議員の有給化、を主張しているといえる。

また、最高立法議會の選挙方法それ自体については、ベンサムは、『選挙法典』(Election Code)を「みよ」としてお

り、ここでの『選挙法典』は一八一九年の『急進的議会改革法案』と同一のものとされている。『法案』では、すでにみたように、①秘密投票制、②男子普通選挙制、③平等選挙区制、④議員任期一年制が主張されていた。『法案』は『憲法典』(第一巻)より三年以上も前に書かれたものであるが、かれは、『憲法典』では『法案』を『選挙法典』と呼んでこれを明確にかれの憲法典体系の中に位置づけ直したのである。

『憲法典』(第一巻)で展開されているベンサム(24)の議会改革論のうちでも主要なものを箇条書的に列举するならば、次のようなものとなるであろう。

- ① 人民主権論 (君主権の否定と共和制の主張)
- ② 代議制民主主義 (人民は構成権力の主体である)
- ③ 最高立法議会 (貴族院の廃止と一院制の主張)
- ④ 権力分立論の否定 (立法権の全能性に従属すべき行政権と司法権)
- ⑤ 議会の通年制と公開制
- ⑥ 議員の独立性の保障と有給化
- ⑦ 議員任期一年制 (毎年総選挙)
- ⑧ 男子普通選挙制
- ⑨ 秘密投票制
- ⑩ 平等選挙区制

以上が、一八三〇年のベンサムの憲法論的到達点であった。それは、当時のイギリスの憲法体制を根本的に変革すべきことを要求したものである。それは、たんなる議会改革の要求を大幅に超えたものであり、国家構造そのものの

基本的な変革を要求したものであった。そして、それらの急進的な議会改革要求は、一八三〇年代に入りイギリス各地で大衆的な高揚をみせていたさまざまな大衆運動⁽²⁵⁾の一つの結集点となっていたのである。さまざまな欲求不満をもった大衆は、その解決のための有力な方法として議会改革の要求へと結集していったのである。この限りでは、ベンサム『憲法典』は、大衆の怒りに政治的方向性を与えたものにほかならなかったのである。

- (1) 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』一五頁、一八八頁。
- (2) Bentham, J., *Catechism of Parliamentary Reform; or Outline of a Plan of Parliamentary Reform; in the Form of Question and Answer*, written 1809, in: *The Works of Jeremy Bentham*, vol.3, pp.539-52.
- (3) 拙稿「近代イギリスにおける急進的議会改革論の形式」前出、五六頁。
- (4) 拙稿「シモン・ベンサムの主権国家論」、『神奈川大学創立五〇周年記念論文集』七五頁。
- (5) Dickinson, H.T., *British Radicalism and the French Revolution, 1789-1815*, 1985, p.75.
- (6) Bentham, J., *Plan of Parliamentary Reform in the Form of a Catechism*, Works, vol.3, p.447.
- (7) *ibid.*, p.447. この点の視点は、その二年後執筆された『急進主義は危険ではない』(*Radicalism Not Dangerous*, written 1819-20.)と対照的にその強調が異なる。
- (8) *ibid.*, p.463.
- (9) Bentham, J., *Radical Reform Bill*, Works, vol.3, p.558.
- (10) 拙稿「シモン・ベンサムの主権国家論」前出、七八一八〇頁。
- (11) *Radical Reform Bill*, Works, vol.3, p.568.
- (12) Bickersteth, Henry, *Memoirs of the Right Honourable Henry Lord Langdale*. By Thomas Duffus Hardy, 1852, vol.1, p.258. cf. Halevy, E., *op. cit.*, p.262.
- (13) Bentham, J., *The Collected Works of Jeremy Bentham: Constitutional Code*, vol.1, ed. by Rosen, F. & J.H. Burns, 1983.
- (14) *ibid.*, p.25.
- (15) *ibid.*, p.29.
- (16) *ibid.*, p.30.

- (17) *ibid.*, p. 29.
- (18) *ibid.*, pp. 41-2.
- (19) *ibid.*, pp. 48-9.
- (20) *ibid.*, p. 56.
- (21) *ibid.*, p. 116.
- (22) *ibid.*, p. 69.
- (23) *ibid.*, p. 48.
- (24) 拙著、前出、一八四頁以下参照。なお、『憲法典』（第一巻）の大半は、行政権力としての首相および大臣の権限に費やされているが、これらの分析は別稿の課題としたい。
- (25) Stevenson, J., *op. cit.*, p. 302.

五 哲学的急進派の議会改革論

前節でみたようなベンサム急進派の憲法理論が哲学的急進派の理論的なバックボーンになっていたことは疑いえないところではあろう。けれども、哲学的急進派のすべてとはいわないまでもその大方のメンバーがこのようなかれの憲法理論で一致結束していたかといえ、むしろ歴史的事実はその逆であった。まず、この点に関して、最低、次の二つの事実が指摘されなければならない。その一つは、哲学的急進派のメンバーのうちでかれの他界後も含めてベンサム自身が最も急進的な憲法理論を展開しているという事実である。そのメンバーのうちでかれは、最も急進的にして体系的な憲法理論を展開した第一人者であった。その二つは、そのメンバーといわれている人々のうちで議会改革に関する論文、著作ないしはスピーチを公表した人が意外に少ないという事実である。これを本稿の対象範囲である一八三二年以前に限定すると、なんらかの議会改革論を公表したメンバーとしては、サー・フランシス・バーデッ

ト、ジェームズ・ミル、デイヴィド・リカード、ジョージ・グロート、チャールズ・ブラー、そして、ヘンリ・ピーター・ブルーム卿をあげることができのみである。しかも、かれらの議会改革論は、ミルを除けば、必ずしも体系的な議会改革論であるとはいえないものであるが、以下において、かれらの議会改革論を瞥見しつつ、その意義について論及してみたい。

サー・フランシス・バーデット　かれは、一七九六年に下院議員となったが、急進派として議会改革にその眼を転じたのは一八〇七年にロンドンの急進派の支援を受けてロンドン急進主義の心臓部ともいわれていたウエストミンスター選挙区から当選した時からであった。⁽¹⁾これ以降、かれは、議会の内外における最も熱心な議会改革論者へと急転回してゆくのである。ヘンリ・ビカステスは、「サー・フランシス・バーデットは、その生涯の絶頂期においては、かれの同時代の最も有力な大衆的な演説家であり、この国の最も大衆的な政治家の一人であった」と述べている。⁽²⁾その晩年においてはトリーへと再転回するが、選挙法改正に至るまでの二十五年間におけるかれは、哲学的急進派が下院においてもっていたその代理人の第一人者であった。

一八〇九年五月一日、「議会改革友の会」(The Friends of Parliamentary Reform)が主催した政治集会で、バーデットは、議会改革の論陣を張る演説を行なった。この集会にはマジョア・カートライトも参加しており、その議事録にみられる拍手喝采の記録からみて、この集会が熱狂的なものであったことを伺うことができる。

バーデットによれば、⁽³⁾イギリスでは、「最悪に破廉恥な腐敗が存在しており」、それは人民が議会に代表されていないことによって起こっている。したがって、今やあらゆる腐敗を根絶するためには議会改革が絶対不可欠のものである。憲法は、本来、これらの腐敗から人民を守り保護することを目的としており、古来からのイギリス憲法を構成し

ているマグナ・カルタ、權利請願、權利章典、王位繼承令のうちに、「われわれが今日それをいっそう促進しなければならぬものを見る事ができる」。そして、そのような古来の憲法は議會改革によってのみ前進可能となるであらう。しかも、「議會改革は、国王の利益、静穩、安全、および幸福のためにも必要なものである」。そのためには、とくに上院で強調されているような「穩健な改革」にとどまることはできず、「下院における公正にして充全なる代議制」が「人民の疑う余地のない權利」として確立されなければならないのである。かれは、われわれの合言葉は、「人民の代議制における迅速なる改革」であるとして、その演説をしめくくっている。

この集會に参加したカートライトは、十四項目からなる決議文を読みあげて参加者の賛同をえたのであるが、その主たるものとしては、①人民代議制の実現、②議員任期の短縮化、③腐敗選挙区の廃止、④平等選挙区制、を列挙することができるであらう。

以上のようなバーデットの演説とこの集會の決議は、カートライト『選択せよ』に比較してはるかに具体性に欠けており、ベンサム『議會改革教義問答』に比較しても具体性が欠けているといわざるをえないものである。また、その理論的根拠がカートライト的な「古来のアングロ・サクソン憲法」に求められており、議會改革が究極的には国王の玉座の安泰のためにも必要であるとするコベットの視点を前提として⁽⁴⁾いるところにその最大の特徴があるといえる。その意味では、それは、その改革の視点においても、その具体性においても急進的であるとはいえないものであった。

一八〇九年六月十五日、バーデットは、下院で議會改革を求める動議を提出したが、⁽⁵⁾これは大差で否決された。その演説の中で、かれは、今日の下院の状態を「ニセ代議制」(misrepresentation)であると批判し、このような欠陥代議制の原因は下院の全議席が一五七人の議席売買人^(バウケンガ)に握られているところにあるとして腐敗選挙区制を攻撃しつつ、「憲法上の諸權利」として次のような五つの權利を確認すべきであることを提案したのであった。それらは、①選挙

権拡大（自由土地保有者、世帯主およびその他の者で、いずれも直接税を納めている者にまで選挙権を拡大する）、②平等選挙区制（カウンティ選挙区を納税する男子人口に比例して再編成する）、③投票所は教区毎に置き、投票日は全国一斉に一日で完了すること、④投票結果を教区役員は一定期間内に州長官に報告すべきこと、⑤議員任期の短縮化、である。その特徴は、選挙権が納税者に限定されていること、そして、選挙区の再編成がカウンティ選挙区に限定されていること、および、議員任期の短縮が具体化されていないところにあるといえる。それは、なおも、急進的といえるものはなかった。

しかしながら、一八一〇年にバーデットを宣伝するために選挙民向けに出版されたと思われるパンフレットには、次のような記述がみられる。「サー・フランシス・バーデットの大胆さと誠実さは、今や、かれをこの国の人気者にしてている。しかし、かれは下院においては決して人気者ではない。政権党は、もちろん、かれを憎んでいる。ホイッグ党は、かれらはそのように呼ばれているのだが、かれを恐れている。……かれは、人民に真の代議制を与えることによって、議員の任期を短縮化することによって、そして、下院から官吏と年金受領者を排除することによって、古来の憲法を復活させようとしているのである」(省略—引用者)。すなわち、一八一〇年の時点では、かれは、大衆には人気があるが、下院では議会改革を求めるきわめて少数の急進派に属していた。しかし、かれは、その理論的根拠を「古来の憲法の復活」に求めているのである。

一八一七年五月二〇日、バーデットは、下院において「代議制度調査特別委員会」(A Select Committee to inquire into the present state of the representation of the country; and to report their observations to the House.) の設置を求める動議を提出したが、七七対二六五で否決された。かれは、その演説の中で、「貴族制においては貴族と人民の利益とはしばしば一致するであろう」と述べて、貴族制それ自体についてはむしろ肯定的に評価しているが、当時のイギリスの政体はそ

のような貴族制ではなく、「議席売買人による寡頭制」(an oligarchy of boroughmongers)であり、それは「あらゆる寡頭制の中でも最も醜悪で、最も下劣で、最もいら立たしいものである」として、これを攻撃したのであった。かれは、イギリスの政体は一五〇人のバラ選挙区所有者の思いのままになる下院が支配する醜悪なる寡頭制であり、これによって人民の権利が踏みにじられていることを批判したのである。

一八一八年六月二日、および、翌一九年七月一日に、バーデットは、下院において議会改革の動議を提出したが、いずれも大差で否決されている。これらの動議の内容は、すでにふれたように、ベンサムからの教示を受けたものであるが、結論的にいえば、ベンサムの『議会改革計画論』および『急進的議会改革法案』と比較してかなり穏健なものである。それは、秘密投票制の要求が欠けていたからである。

一八年の動議提出の演説において、かれは、ベンサムの名を再三再四引用してかれに敬意を表しつつ、「選挙の自由こそあらゆる自由な国家の生き血であり、魂である」として、そのためには、①毎年総選挙、②男子普通選挙権、③平等選挙区制を実現しなければならないと主張したのであった。⁽⁸⁾

一九年の下院の演説では、かれは、「急進的な議会改革なくしてはこの国の現状を変えうるいかなる改革もありえない」としつつ、一切の改革に先鞭をつけるものが「急進的な議会改革」であると主張している。⁽⁹⁾そして、それは、「公正で純粹の代議制」であり、「充全にして自由な代議制」にはかならない。かれは、多くの人々が堪えがたい重税にあえいでいるのはこの国の政治が腐敗しているところにその原因があるとしつつ、「この国の代議制の現状は人民に対してのみならず国王に対して、有害であり敵対的であると私は躊躇することなくいわなければならない」(強調引用者)とその声を大にしている。そのような人民に敵対した腐敗した政治を変革するためには、「その法の制定にすべての人が関与すべきであるとするイギリスの憲法原理、すなわち、自由の本質に内在する原理」を実現しなければ

ならないのである。そこで、かれは、「次の会期内の早い時期に、本院は、人民の代議制の状態について最も重大な考慮を払うべきである」とする決議案を提案したのであった。

しかしながら、このような決議案は一八〇九年にかれが下院に提出したものよりも具体性に欠けるものであり、かれが主張するところの「急進的な議会改革」の内容もその同時代の急進派からみるならばそれは必ずしも急進的とはいえないものを含んでいたといわざるをえない。一八一九年においても、かれは、その改革の理論的根拠を君主制を前提とした「イギリスの憲法」に求めており、例えば民主主義という用語を一度も使っておらず、秘密投票制についても全く言及していないのである。

けれども、かれは、「ポケット・バラ」といわれていた腐敗選挙区を徹底して攻撃した点においては、その同時代の急進派の中でも最も傑出した政治家であった。また、結論を先き取りしていえば、かれは、哲学的急進派の中では最もベンサムにちかい下院議員であり、かつ、かれの議会改革論もその他のメンバーよりは最もベンサム寄りのものであったことは注目されなくてはならないといえるのである。

ジェームズ・ミル　すでにみたように、J・ミルは、哲学的急進派の中心的な存在であった。しかしながら、結論を先き取りしていえば、議会改革論においては、かれは哲学的急進派を理論的に指導したとはいえないように思われる。なぜならば、かれには体系的に展開された政府論ないしは議会改革論に関する著作がないからである。かれの質量ともに充実した主著としては、『英領インド史(全三巻)⁽¹⁰⁾』(一八一七年)、『経済学綱要』(一八二二年)、『人間精神現象の分析(全二巻)⁽¹²⁾』(一八二九年)をあげることができる。これらの主著は、いうまでもなく、それぞれの分野での哲学的急進派の基本的な主張を展開したものである。

『英領インド史』は、人間性の法則から歴史を説明しようとするベンサムの歴史観を方法論的にふまえたものであり、「ベンサマイトのプロバガンダの一文書」⁽¹³⁾と考えられるものである。R・H・マリは、『インド史』は、事実上、その著者が属していた学派の宣言書であった⁽¹⁴⁾と述べている。本書は、ミルの文筆家としての声価を高めた。そして、それは、かれが東インド会社に入社する決定的な契機となったのである。また、『経済学綱要』は、リカード経済学を敷衍しつつ、哲学的急進派の経済学的原理を開示したものであった⁽¹⁵⁾。さらには、『人間精神現象の分析』は、ベンサムが体系的に展開しえなかつた心理学を補完しようとするものであって、デイヴィッド・ハートリの観念連合学説の発展的な展開であった⁽¹⁶⁾。

しかしながら、ミルには政府論ないしは議会議改革論にかかわる主著はないといわざるをえないのである。かれの政府論ないしは議会議改革論は、いくつかの雑誌等に発表された諸論文からこれを解釈するしかない。その主なるものとしては五本の論文があげられるであろうが、ミル『政府論』(一八二〇年)はその中でも最初に発表されたものであり、かつ、最も体系的なものである。その上、「秘密投票制」(一八三〇年)という論文を別とすれば、その他の論文は、トーマスも指摘するように「最も忠実な方法で『政府論』の諸原理を適用したものに」⁽¹⁷⁾にとどまっている。すなわち、ミルの議会議改革論は『政府論』発表以降もその大筋においては変化することはなかつたのである。したがって、本稿では必要があると思われる限りでこれらの四本の論文にふれつつも、本稿は主として『政府論』を中心にミルの議会議改革論を論究してみようと思う。

ミル『政府論』⁽¹⁸⁾は、一八一九年に執筆され、翌二〇年に『大英百科辞典』(Encyclopaedia Britannica) 第五版の「補遺」に収録されて発表されたものである。この論文がイギリスにおいて議会議改革運動が急速に高揚しつつあった一八一九年に執筆された事実は看過されてはならないし、また、それがベンサムの一連の議会議改革論(『議会議改革計画論』、

『急進的議會改革法案』、『急進主義は危険ではない』が公刊ないしは執筆された時期と重なっていることも注目されなくてはならないであろう。

ミル『政府論』はその発表形式の制約からきわめて短いものであり、それはこの当時において数多く出版されたさまざまなパンフレットと分量的には変わらないほど短いものである。けれども、それは、哲学的急進派のイギリス憲法観のエッセンスを含むものとしては、その他の政治的パンフレットの追隨を許さないものをもっているのである。⁽¹⁹⁾

ミル『政府論』は、全一〇節から成っており、そのうち第一節から第六節までは政府論の一般理論が展開されており、第七節以降がいわゆる具体的な議會改革論にあてられている。その最大の特徴は、一読すればわかるように、前半の一般理論はかなり急進的であるのに対して、後半の議會改革論は相当に穩健なものであって、それはとうてい急進的とはいえないものとなっているところにある。これを換言すれば、前半はきわめてベンサムであるのに対して、後半は全くベンサムではなく、その内容はベンサムの急進的議會改革論にはとうてい及びもつかないものとなっているといわざるをえない。その前半と後半との間には矛盾があると指摘しうるほどの落差があるといわざるをえないのである。

ミル『政府論』の前半で展開されている政府の一般理論としては、主として、次のような理論的特徴が列挙できるのである。

- ① 政府の目的論——政府の目的は最大多数の最大幸福を実現するところにある。⁽²⁰⁾
- ② 直接民主主義批判——政府の職務を社会全体で行なうことになれば労働は停止し財産も存在しなくなってしまう。社会全体が集会に参加することは物理的に不可能である。⁽²¹⁾
- ③ 貴族制批判——権力が少数の人々の手中にある場合、少数者がその欲望によって権力を濫用する可能性が大きい。

(22)
い。

④ 君主制批判——権力が一人の手中にある君主制は基本的には貴族制と同じ欠陥をもっている。⁽²³⁾

⑤ 混合政体論批判——君主と貴族と人民が権力の一部を保持することによって憲法上の均衡を実現しようとする混合政体には、三つのうちの二つの権力が結合して第三の権力をのみこんでしまうので永続性がない。⁽²⁴⁾

⑥ 権力分立論批判——権力の相互抑制による権力均衡理論は「粗っぽく、幻想的で、空想的」である。⁽²⁵⁾

⑦ 代議制 (representative system) のみが善き政体である。なぜならば、「現代の偉大な発見である代議制」においてのみ、悪しき政体に利益を見い出そうとはしていない諸個人の結合が可能となるからである。⁽²⁶⁾

以上のような政府の一般理論に関するミルの原理的見解は、その当時の急進派に属する人々の主張に比較してもなおも急進的なものであり、それは名誉革命体制を混合政体論によって賛美してきたホイッグ的な権力分立論的憲法理論を根本的に批判するものであった。これは、全く確かな事実ではある。しかしながら、ミルのこのような憲法論的な主張は一八一七年の『議会改革計画論』に至るまでのベンサムの憲法理論の枠組を一歩も出るものではないという事実もまた指摘されなくてはならないであろう。しかも、その舌鋒の鋭さにおいてもミルははるかにベンサムには及ばなかったことが指摘されるべきであろう。さらには、人間本性論からその憲法理論を演繹しようとするミルの方法論も、じつに、ベンサムの方法論を忠実に摂取しようとしたものにはかならなかったことが指摘されなければならない。それは、人間性の法則を人は快楽を求め苦痛を避けようとするものであると措定しつつ、人は自己の欲望や利益を実現するためにあくなき権力を追求する権力欲をもつ存在である、とするものであった。ミルは、人間の権力欲を「人間性を支配する重要な法則」⁽²⁷⁾であるとしているのである。

こうして、ミルは、権力はなるべく多くの人々によって構成されることが望ましいと考えたのであった。しかしな

がら、ミルは、デモクラシーの側に全面的に与しているわけではない。ハンバーガーも指摘するように、「かれの父がデモクラシーや普通選挙権という言葉の使用を避けたのに対して、J・S・ミルはそのようなためらいを少しも示さなかつた」⁽²⁸⁾。ミル『政府論』にはデモクラシーという言葉はほとんど使われておらず、そこには少なくとも近代民主主義理論が展開されているとはいいがたい外見性があることは否定できないところである。ミル『政府論』からみる限りでは、ミルがはたしてデモクラットであったか否かについてはその判断を下しえないといわざるをえないのである。

それでは、ミルは、以上のような憲法理論にもとづいて、具体的にはどのような議会改革論を展開しているのだろうか。それらは、①議員任期の短縮化——できるだけ短いほどよい⁽²⁹⁾、②選挙権拡大——四〇歳以上の男子で、一定額の財産ないしは収入をもつものにまで選挙権を拡大する⁽³⁰⁾、の二点から成っている。すなわち、ミル『政府論』における議会改革論はこの二点にすぎないのである。その上、前者についてはその期間が明記されておらず、後者についてはそれはこの当時の急進派の常識的な要求であった男子普通選挙権にはとうてい及ばないものであり、いわゆる財産資格を基本的には認めるものにとどまっている。ミルは、一八二九年に『ウェストミンスター・レビュー』に寄稿した論文「最大幸福原理」においても「財産は代表されなければならない。しかし、それは、各個人の財産でなければならぬ。それが多額の財産を所有するものの財産に限られるべきだとすることは誤りである」⁽³¹⁾と述べて、財産資格を肯定しているのである。これは、たとえ四〇歳以上の男子でも一定の財産を所有していないものには選挙権が認められないことを意味する。ただし、ミルは、一定の財産とはどの程度の財産を意味するかについては何も述べていない。ミルは、「最良の選挙人集団は、一定の階級、職業あるいは同業者集団からなるものである」⁽³²⁾と述べ、かつ、「もし代表の基盤が広げられることがあるとすれば、かれら（ミドル・ランカー引用者）の意見が最終的にものごとを決するであろう」⁽³³⁾と述べているところからすれば、結局、かれは、選挙権をミドル・ランカーに属する四〇歳以上の男子

にまで拡大すべきであることを主張したと考へてもよいであろう。また、かれは、女性の選挙権については「女性の利害はほとんどすべて父親の利害ないしは夫の利害に含まれている」⁽³⁴⁾としつつ、これを否定している。

ミル『政府論』においては、平等選挙区制と秘密投票については全く言及がなされていない。これは、この論文が紙数の制約の中で書かれたという事情以上のことを物語るものであるように思われる。この当時の急進派にとってはこれら二点の要求が欠けた議会改革要求は考えられないものであったというべきであろう。この限りでいえば、ミルは、決して急進主義者ではなかったといわざるをえないのである。

一八三〇年七月、ミルは、『ウェストミンスター・レビュー』に「秘密投票制」⁽³⁵⁾と題する論文を寄稿して、『政府論』における二点の議会改革要求に加えて秘密投票制を主張した。この論文の冒頭において、かれは、秘密投票制を「真の代議制を形成することに役立つ、善き政体を確立するために不可欠のものである」と位置づけている。かれによれば、善き政体の条件としては、①人民が選んだ権力であること、②腐敗した選挙ではなく自由な選挙によって選ばれた権力であることが必要であるが、そのためには秘密投票制が不可欠の手段である。公開投票制においては、財産のもつ「悪い、不道德な影響力」が増大するだけである。富をもったものは富をもたない人々の意志を左右することができるので、後者は前者には容易に反対できない。公開投票制は、そのような財産のもつ悪弊を助長するだけである。したがって、そのような悪弊を避けるためには秘密投票制が必要不可欠なのである。

ここに、『秘密投票制に対する反対論を駁す』⁽³⁶⁾というパンフレットがある。これは、ミルとグロートの論著や演説の中から秘密投票制に対する反対論にかれらが論駁した部分を集めて編集したものである。それでは、この当時、秘密投票制に対してはどのような反対論があったのであろうか。ミルとグロートによれば、次のような二十三もの反対論があった。それらは、別言すれば、公開投票制擁護論にほかならなかったのである。

- ① 下院は、つまり、下院の多数派は、この王国の中で最も力強く、かつ、富裕な人々によって選挙されるべきであるが、秘密投票制はこれを妨げる。
- ② 選挙権を与えられている者は、現在、秘密投票制という助力なくしても実質的にこれを行使している。
- ③ 秘密投票制は財産のもつ正当な影響力を破壊する。
- ④ 公開投票制こそが望ましいものである。
- ⑤ 現行のような公開投票制は、率直にして男らしいものであり、秘密投票制というごまかしよりは望ましい。
- ⑥ イギリス人なら胸を張って公開で投票すべきである。
- ⑦ 秘密投票制といっても、結局、秘密は守られないであろう。
- ⑧ 投票者たちがどのような方法で投票すべきであるかを証明するであろう。
- ⑨ 秘密投票制のもとでは二種類の投票者が出て来るにちがいない。一方は、率直で、勇ましく、男らしい人々であり、他方は、自分の考えをこそそそと隠そうとする人々である。
- ⑩ 秘密投票制は、結局、強制から投票者を守ることはできないであろう。
- ⑪ 都会では、さまざまな政治団体に結集している人民の団結が、選挙民の恐怖をかきたてずにはおかないであろう。
- ⑫ 秘密投票制は脅迫を防ぐものとはならないであろう。
- ⑬ 秘密投票制は買収を防ぐことには全く役立たないであろう。
- ⑭ 秘密投票制が自由な投票をもたらすことはないであろう。
- ⑮ 秘密投票制はアメリカではうまく行っていない。

- ①⑥ 秘密投票制がないところでは選挙民は自分が反対しようと考えている人のために投票せよという命令に盲従せざるをえないといわれているが、そんなことはありえない。
- ①⑦ 秘密投票制は「ウツつき」を奨励するようなものである。
- ①⑧ 秘密投票制は「約束やぶり」を奨励するようなものである。
- ①⑨ 正直で知性のある投票者は秘密投票制なくしても不当な影響力に支配されることはないであろう。
- ②⑩ 院内において議員が投票することは議員としての義務を果たすことにはかならないのと同じように、代議士の選挙において選挙人が投票することは選挙人の義務であると考えられるべきである。
- ②⑪ 代議士はどの選挙人が自分に投票してくれたかを知る権利があるというべきだが、秘密投票制はこれを妨げる。
- ②⑫ 選挙権は一種の信託である。したがって、選挙人にはそれぞれにその選挙権をどのように行使するかについて責任がある。この責任には、選挙権がどのように行使されたかを周知化することが含まれている。なぜならば、選挙人がその選挙権を適切に行使しうるか否かに選挙権をもたない多くの人々の安全がかかっているからである。
- ②⑬ 世論と知性の成長とが、日毎に、よりいっそう、脅迫を抑止してゆくであろう。
- 秘密投票制に対しては、以上のような誠に身勝手な反対が堂々と罷り通っていたのである。ミルトグロートは、これら二十三の反対論それぞれに論駁を加えているのであるが、その論旨はここでは割愛することにしよう。それらの論旨は、今日のわれわれにとってはすでに常識的なものだからである。また、秘密投票制についてのA・ルーエリンの次のような指摘は看過されてはならないであろう。「けれども、秘密投票制を要求したのはひとり急進派のみでは

なかった。アルソープのような数人のホイッグはカウンティ選挙区におけるトリーの影響力を打破するためにこれを要求していたし、ディズレーリのようなトリーもバラ選挙区におけるホイッグの影響力をこれによって打破できらるであろうと考えていたのである⁽³⁷⁾。しかしながら、秘密投票制の要求は、この当時の急進派にとっては欠かすことのできない中心的な要求の一つであったこともまた忘れられてはならないであろう。それは、急進派が急進派であることの証の一つにほかならなかつたのである。ミルは、一八三〇年によくにしてこのような急進的な地平に到達したのであつた。

すでにみたように、ミルは「代議制」という言葉は多いに使用したけれども、「代議制民主主義」という言葉はほとんど使用しなかつた。このようなかれの用語法は、ベンサムからみるならば、たいへんに不満足なものであつたであろう。ハンバーガーは、「哲学的急進派の教義はジェームズ・ミルの政治的諸理念にもとづくものであり、それら多くはジェレミ・ベンサムに負うところのものであつた⁽³⁸⁾」と指摘している。これは、哲学的急進派の内部における理論的な指導としてはベンサムよりもミルが重要な役割を果たしたことを指摘しようとするものである。

しかしながら、ミルの議会改革論をもつては、哲学的急進派は急進派として認知されることはありえなかつたようにも思われるのである。ミルの憲法論は、比喩的にいえば、戦略的には急進的であつたのに対して戦術的には穏健であつたといえるであろうし、また、理論的には根本的であつたのに対して実際的にはかなり妥協的であつたともいえるであろう。それは、R・H・マリも指摘するように、「ミルの政治信条は、多数者への敬愛からよりも少数者に対する憎悪から生まれたものである⁽³⁹⁾」ところから来たものであつた。事実、かれの貴族制に対する批判は鋭く徹底したものであつた⁽⁴⁰⁾。

J・S・ミルは『自伝』において、「貴族の支配、すなわち、どのような形態にせよ少数者による政治は、人類の

間に見い出されるべき最高の英知によってなされるべきすべての行政を妨げる唯一のものとしてかれの眼には映っていたので、最も手きびしい非難を向けるべき対象であった⁽⁴¹⁾と述べて、父ジェームズの強烈な反貴族的熱情を指摘している。「ジョン・スチュアートの『政府論』に対する態度は、ほとんど絶賛にちかものである⁽⁴²⁾」とする指摘にもかかわらず、父の強烈な反貴族的熱情についてのジョンの指摘は全く正しいものであったといえるのである。

ジェームズ・ミルがベンサムから学んだ最大のものは、貴族制に対する批判であった。ここに、ベンサムのミルに対する最大の影響をみることができると同時に、逆に、ベンサムは意外にミルにその影響を与えていなかったこともみることができるといわざるをえないであろう⁽⁴³⁾。

トーマスは、ベンサムは「非現実的なユートピアン」であったのに対して、ミルは既存の議会制の枠内での改革を目ざしていたと指摘している⁽⁴⁴⁾。ここでは、ベンサムがあくまでも原理的な認識を論理的に展開して改革案を構築しようとした理想主義者であったのに対して、ミルは原理的な認識と実際に実現可能な改革案とを峻別しようとした現実主義者であったことが指摘されている。ミルにとっては、その憲法理論における基本的諸原理は直ちに具体的に实际的な改革要求と結びつくものではなかったのである。

ジョン・ラッセル卿 ミルの急進度ともいべきものを計るために、ここで、ミルとジョン・ラッセル卿の議会改革論を比較してみるのも無意味ではないであろう。なぜならば、ラッセル卿は、この当時のホイッグの中では最も議会改革に熱心な下院議員だったからである。一八一三年、弱冠二十一歳にして下院議員となり、のちに首相にも就任するラッセル卿は、終生、議会改革にはきわめて熱心であった。本稿では、一八三三年以前のかれの議会改革論にその焦点をしぼりつつ、その特徴について論及してみたい。

一八一九年七月一日、ラッセル卿は、すでにみたようなバーデットの急進的議会議改革を求めた動議に対して反対演説に立った。これは、かれの議会議改革に関する下院での最初の演説であった。これ以降、かれは、下院でしばしば議会議改革を求める演説や動議提出を繰り返している。このようなかれの下院での政治活動は下院の中でも最も目立つものであったといえよう。一八一九年十二月十四日、かれは「現在は穩健な改革要求の好機」であるにとらえつつも、普通選挙制が代議政体の最良の形態であるかどうかという議論は抽象論にすぎないとしてこれを斥け、腐敗選挙区の議席取り消しと人口急増都市への新たな議席配分を要求する動議を提出した⁽⁴⁵⁾。それは、具体的には、グラムポンドのバラ選挙区の廃止と人口一万五、〇〇〇人以上で議席のないマンチェスター、リーズ、バーミンガム、ハリファックス、シェフィールドの五都市への議席配分を要求したものである。前者については、紆余曲折を経て一八二一年に実現した⁽⁴⁶⁾。後者については、その後のかれの努力にもかかわらず、それが実現するには一八三二年の選挙法改正を待たなければならなかった。

一八二二年四月二十五日、ラッセル卿は下院で演説し、腐敗したバラ選挙区の一〇〇議席を取り消し、これをカウンティ選挙区と人口が急増したにもかかわらず議席が与えられていない都市への再配分を求める動議を提出した⁽⁴⁷⁾。この動議は二六九対一六四で否決されたが、J・プレストによれば、「これは、ラッセル卿の穩健ではあるが実質的な議会議改革案でホイッグ党内がまとまったことを意味する⁽⁴⁸⁾」。事実、それは、その後のホイッグの議会議改革案の骨子となつていたのである。その最大の特徴は、それがあくまでも腐敗選挙区の廃止とそれに伴う新興都市への議席再配分に限られているところにあり、そこからは選挙権拡大、議員任期の短縮化や秘密投票制の要求が除外されているところにある。それは、議席の「タライ回し」の域を出るものではなかったとも極論することができであろう。かれは、一八二二年に公刊した『イギリス憲政史論』において、選挙権の資格要件として次の四つの要件をあげている⁽⁴⁹⁾。

① 平均的な知性をもっていること。

② 安定した財産を所有していること。

③ かりに買収が完全に排除されえないとして、選挙人が全体として買収に汚染されていないこと。

④ 選挙人は全体として社会の一般的な感覚を共有し、時の世論を形成していること。

以上のような選挙人の資格要件はあまりにも抽象的であり、それは少しも選挙権拡大に結びつくものではないといわざるをえないであろう。ここでは、選挙権は依然として「財産と教養」の奥にとじこめられているのである。それは J・ミルの選挙人団の要件にかかわる論理と同じものを含んでいるが、この当時の急進派からみるならば、それはとうてい容認できるものではなかった。

院内外において議会改革の気運が最高頂に達しつつあった一八三一年には、ラッセル卿は、議会改革について二回にわたる重要演説を行なっている。まず、三月一日の演説においては、かれは、「現在のよ様な本院における代議制では、このような危機をこの国がのり切りうるような代議制とはなっていない。……それは真の代議制度ではない」(省略—引用者)と述べつつ、人民の不満を解消するためには選挙権の拡大と選挙区の抜本的な再編成が避けられないことを強調した。前者については、かれは、年一〇ポンド以上の家賃ないしは地代を払っているもの、および、年一〇ポンド以上の価値ある不動産所有者にまで選挙権を拡大すべきであると主張している。このような選挙権拡大の要求は、ラッセル卿の議会改革要求における新しい大転換を意味するものであった。後者については、かれは、次のように選挙区を再編成すべきであることを主張している。①定数二名の新しい選挙区をつくる都市——十四区、②定数一名として新しい選挙区をつくるところ——二十四区、③現行定数にさらに二名を増加すべき選挙区——二十七区、④人口二、〇〇〇人以下で廃止されるべき選挙区——六〇区、⑤人口減のために定数を減らして一名とすべき選挙区

——四十七区。このようなかれの主張は、かれの年来の主張であったが、急進派からみるならばなおも穏健にすぎるものであった。また、かれは、議員の任期については「将来の問題」であるとしており、秘密投票制については現段階では反対論が強すぎるので時期尚早であるとしてこれを斥けている。

なお、これより先の一八三〇年五月二十八日に、かれはクレア議員が提出した「①議員任期三年制、②男子普通選挙制、③秘密投票制」を求める動議に反対する演説に立っているが、その中で、かれは、議会は五年毎に選挙されるのが望ましく三年制議會は不適當であり、また、「普通選挙制と秘密投票制はこの国の憲法とは両立しえないものである」としてこれらを斥けているのである。⁽⁵²⁾

一八三一年十二月十六日、かれは、下院の第二読会において議會改革に関する演説を行なっている。⁽⁵³⁾ その内容は選挙権拡大を中心としたものではあるが同年三月一日の演説とほぼ同じものである。ただし、十二月十六日の演説は、選挙区再編成と議員定数の再配分についてはさらに詳細に別表の形で具体的に提案がなされていることが注目されるべきであろう。その内容はここでは割愛するけれども、これは、かれの議會改革の中心が依然として選挙区の再編成にあったことを物語っているのである。

結果的にみるならば、一八三二年選挙法改正は選挙権拡大と選挙区再編成の二点にとどまるものでしかなかったものであり、それはラッセル卿の提案とほぼ同様のものであったことが確認される必要があるであろう。⁽⁵⁴⁾ すなわち、それは、その評価は別問題として、この選挙法改正に向けて、かれがその主導的な役割を果たしたことを物語っているものである。この改正法はホイッグ党のグレイ内閣のインシアチブによってなされたものであったが、それはグレイ・ラッセルの連携プレイによってなされたものであったといわなければならないのである。

しかしながら、一八三二年改正法の内容は、その当時の急進派からみるならば、はなはだしく不満足なものでしか

なかった。かれらの要求は、ここでは、基本的には拒否されたのである。

それでは、J・ミルにとってはこの改正法はどのような意味をもっていたのであろうか。これについてのかれの直接のコメントはないけれども、かれは、多分、議員任期の短縮化と秘密投票制を別とすれば、この改正法にはほぼ満足していたのではないかと思われるのである。この限りでいえば、ミルとラッセル卿の立場はきわめて接近していたともいえるであろう。しかしながら、ここであえて比喻を用いるならば、議会改革の内容をラッセル卿は「コップの中の嵐」にとどめようとしたのに対して、ミルはコップそのものを打破しようとしていた点が指摘されなければならぬ。この点に関して、ルーエリンは、「グレイとラッセルが狙ったことは、ミドル・クラスを急進主義から引き離すことであつた⁽⁵⁵⁾」と指摘しているし、N・ギァッシュは、「一八三一年三月にラッセルによって提議された選挙法改正法案の本来の目的は、ミドル・クラスの支持を貴族制の周辺に糾合しようとするところにあつた⁽⁵⁶⁾」と指摘している。この限りでいえば、ミルからするならば、これはどうてい許せるものではなかつたであろう。なぜならば、ミルの最大の課題は、イギリス憲政における貴族制的影響力をできうるかぎり排除しつつミドル・クラスの政治的主導権を確立しようとするところにあつたからである。

デイヴィッド・リカード ジェームズ・ミルが生まれた前年の一七七二年にリカードは生まれた。そして、この両者は、一八一一年に知り合つて以降⁽⁵⁷⁾、急速にその親密さを増していった。この両者に共通する特徴としては、この両者が哲学的急進派の経済学を代表しているところにあるといえる。そして、経済学の分野においてはリカードはミルに大きな影響を与えた⁽⁵⁸⁾のに対して、議会改革の分野においてはミルはリカードに大きな影響を与えた⁽⁵⁹⁾のであつた。ミルは、経済の分野における改革を目ざしていたリカードの眼を政治の改革に向けさせつつ、かれを哲学的急進派の仲

間に引き入れたのである。⁽⁶⁰⁾ リカードに、『経済学および課税の諸原理』(一八一七年)の執筆を勧めたのも、下院議員となつて下院で急進派の要求を主張するように勧めたのも、ミルであつた。⁽⁶¹⁾

ベンサム自身は、リカードについて次のように述べている。「私はミルの精神的な父であつたが、ミルはリカードの精神的な父であつた。だから、リカードは私の精神的な孫にあたる」。⁽⁶²⁾ これは、ミルとリカードの親密な関係を物語るのみならず、ベンサムとリカードの親密な関係をも物語るものであろう。リカードは、哲学的急進派の形成期におけるその有力なメンバーの一人だったのである。

リカードは、一八一九年に、アイルランドのポータリントンの腐敗選挙区から数千ポンドによつて議席を買収して下院議員となつた。⁽⁶³⁾ その死去する一八二三年までの五年間のかれの下院での活動はきわめて精力的なものであつた。

かれの下院での演説は、『デイヴィッド・リカード全集』(第五巻)に収録されているが、それらはすべて経済問題に関するものであつた。かれは、下院においては、議会改革を求める演説を行なっていないのである。しかし、かれは、議会改革に関する二つの短い論文を遺している。これら二つの論文は、いずれも、一八一八年に執筆されたが、それが公表されたのは、かれの死後、『スコットマン』紙上においてであつた。その一つは、「議会改革にかんする考察」(Observations on Parliamentary Reform)であり、これは、『スコットマン』一八二四年四月二十四日付に発表された。

その二つは、「秘密投票案についての演説」(Speech on the Plan of Voting by Ballot)であり、これは、『スコットマン』一八二四年七月十七日付に発表された。

リカードは、「議会改革にかんする考察」においては、結論的には、選挙権の拡大を主張しているだけである。⁽⁶⁴⁾ ここでは、その他の議会改革については一切言及されていない。かれは、選挙権を「立派な自由な教育を受けた男子」にまで拡大すべきであることを主張している。そして、明確に、かれは、普通選挙制には反対を表明しているのである。

かれによれば、「社会のすべての階級のうちで人民だけが善い政治をしてもらうことに関心をもっている」のであり、そのためには、「下院を實際にまた本当に人民の代表機関とする」ことが必要である。しかし、そのための下院の改革としての選挙権の拡大は「人民一般」にまで拡大する必要はない。なぜならば、「立派な自由な教育を受けた男子」によって善い政治が充分に実現できるからである。

リカードは、「秘密投票案についての演説」においては、秘密投票制を全面的に推奨している⁽⁶⁵⁾。かれによれば、公開投票制は「権力の影響力から生ずる弊害」を避けることはできず、秘密投票制によってのみ選挙民はその「良心」にしたがって投票できるのであり、それによってのみ「人民によって自由に選出された議会を実現する」ことができるのである。この論文においても、買収を防止する視点から選挙権の拡大が主張されており、また、ミル『政府論』にもみられるように、同一の日に全国一斉に投票を行ない、かつ、カウンティ選挙区内にいくつもの投票所を設けるべきであることが主張されている。この論文はリカードが下院において演説を行なうことを念頭において執筆した草稿であるが、結果的にはこれは遺稿として発表されたものである。

以上のようなリカードの議会改革論は選挙権拡大と秘密投票制に限定されたものであり、かつ、議会改革論としてもその体系性を欠くものであったといわざるをえないであろう。また、その拡大すべき選挙権の資格要件は具体性を欠いており、いったいどの範囲にまでこれを拡大すべきであるかについては漠然としたものでしかなかった。おそらく、かれは、ミル『政府論』における「ミドル・ランク」にまで選挙権を拡大すべきであると考えていたものと推測して差し支えないであろう。

しかしながら、リカードの二つの議会改革論が一八一八年に執筆されたことは注目しておかなければならない。一八一八年は、ベンサム『議会改革計画論』が公刊された翌年であり、ミル『政府論』が執筆された前年にあたる。ト

ーマスも指摘するように、リカードはベンサム急進主義の地平にまでは到達してはいない⁽⁶⁶⁾。それは、ベンサムに比較すれば、相当に穏健なものでしかなかったのである。けれども、それは、ミル『政府論』に比較して、少なくとも秘密投票制の主張においてはミルを超えていた点で注目されなくてはならないのである。

リカードの本領は、経済学の分野にあった。したがって、かれの議会改革論はその全体系の中では「断片」にすぎないものであった。H・パーキンは、「リカードは、経済的倫理をもってミドル・クラスの新たに確立されようとしていた反土地貴族主義を武装したのである⁽⁶⁷⁾」と指摘している。このようなかれの指摘のうちこそ、リカードの急進派としての存在意義があったのである。

ジョージ・グロート 哲学的急進派のメンバーは、その程度の差はあるにもせよ、それぞれ波瀾に富んだ生涯をおくったのであったが、その中でも、とりわけ、ジョージ・グロートは変化の大きい生涯をおくった一人であった。しかし、それは、たいへんに幸福な生涯であった。その生涯については、かれの最愛の妻であったハリエット夫人の伝記『ジョージ・グロートの私的生涯』⁽⁶⁸⁾（一八七三年）に詳しい。かれは、家業の銀行業を継いで小さな銀行家として出発した。そして、J・ミルとの交流の中で哲学的急進派に参加したかれは、一八三二年選挙法改正後の総選挙に立候補して当選し、以後四一年まで三期連続して下院議員を勤めた。この年代でのかれは、哲学的急進派の中では「最年長にして最も有名なメンバー⁽⁶⁹⁾」であった。かれは、下院では急進派の「まとめ役」であったが、やがて急進派が衰退するにつれて下院の情況に失望しつつ下院を去った。その後は、かれは、ロンドン大学に奉職して学究生活に入り、かれの膨大な名著となる『ギリシャ史』⁽⁷⁰⁾（全十二巻）の執筆にその全精力を傾注した。かれの後半生は、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジの学長をも歴任する静かなる学究生活に当てられたのである。

「ミルとリカードとの交友がジョージ・グロートの転換をもたらすことになった」とハンバーガーも指摘するように、一八一七年に、グロートはリカードから紹介されてミルと知り合う⁽⁷²⁾。そして、一八二〇年に、グロートはミルを通してベンサムと出会うことになるのである。ミルを知ったグロートは、急速にミルへの傾倒を深めてゆく。トーマスは、「かれは、ジェームズ・ミルの一番弟子であり、その真剣な改革哲学の後継者であった」と指摘すると同時に、「かれの政治観はジェームズ・ミルによってつくられたものであり、かれはその師匠の学説にほとんどなにも付け加えていないように思われる」と指摘している⁽⁷⁴⁾。また、ハンバーガーも、「グロートは、多分、ジェームズ・ミルの最も忠実な弟子であった」と指摘しており、グロートの議会改革論にはかれ自身のオリジナリティが欠けていたことは否定しがたいところであろう。

グロートは、議会改革論としては、いずれも短いパンフレットではあるが、二つの論文を書いている。その一つは、一八二一年に発表した『議会改革問題によせて』⁽⁷⁶⁾である。これは、サー・ジェームズ・マッキントッシュの議会改革論に対する批判という形で書かれたものであり、かつ、その内容はミル『政府論』とほとんど変わらないものなので、本稿は、一八三一年に発表された『議会改革の本質的要素』⁽⁷⁸⁾を中心としてその分析を試みておきたい。なお、このパンフレットは、アレヴィによれば、「急進党の最少限綱領」を意図して書かれたものであった⁽⁷⁹⁾。

グロートは、『議会改革の本質的要素』の最後の部分において、かれ自身が自らの主張を次のような四点に集約している⁽⁸⁰⁾ので、まずこれを紹介することにしよう。

- ① 選挙権者数を一〇〇万人以上にまで拡大すること。
- ② 選挙権者数に比例して選挙区を再編成すること。
- ③ 秘密投票制。

④ 議員任期の短縮化——一年が最も理想的であるが、二年でもよい。三年が許される最大限である。

このようなグロートの議会改革論は、平等選挙区制を別とすれば、すでにみたようなミル『政府論』および「秘密投票制」における主張とほぼ同じものである。ミルは選挙権者数と議員任期については明確な数字をあげていないので多少なりとも解釈的とならざるをえないが、グロートは、ミルよりも選挙権の拡大についてははるかに急進的であり、議員任期の短縮化については穏健的であったといえるように思われる。また、ベンサムのと比較して、かれの議会改革論ははるかに穏健なものであった。それは、この当時におけるさまざまな急進的議会改革論と比較してもかなり穏健なものであったといわざるをえないであろう。その最大の原因は、かれが男子普通選挙制を主張しているところにある。しかしながら、かれは男子と同一の条件を満たす女子の選挙権を認めており、その限りにおいてはかれはミルになにかを付け加えた急進派であったともいえるのである。けれども、かれは、ベンサムにはなにも付け加えなかったといわざるをえないであろう。

グロート『議会改革の本質的要素』にみられる最大の特徴は、議会改革の不可避性についての認識ともいうべきものにある。その冒頭において、かれは、「議会改革の問題をめぐるここ二—三年間の世論の異常なまでの高まりは、どのように無関心な人でさえこれを見過ごすことはできないものとなっており、争う余地のないものとなっている」と述べて、これは、人々の間に知識が普及し、新聞が広く読まれるようになり、それに重税という圧力が加わって人の政治への関心が高まった結果であるとしている。その結果、人々はそれ以前とは違って、既存の政治に対する批判に注意深く耳を傾けるようになった。もしこのままならの議会改革も断行されないとすれば、「イギリスの国政は、一七八九年の大革命以前のフランスの絶対王制の状態に近づいてゆくことになるであろう。そこにみられる数々の異常な事態、権力の濫用、体系性と統一性の欠落、社会全体に対する不道徳的で腐敗的な影響力があまりにも明瞭

となりつつあるので、権力を課税の手段として機能させようとするのに対して人々の反感がますます広がっているのである⁽⁸²⁾。

グロートは、このような政治状況をベンサムやミルと同じく、あたかも革命前夜の状況としてとらえ、革命を回避するための方策を考えようとしていたといえよう。それでは、革命を回避するためにはどのような方策があるのであろうか。グロートによれば、ホイッグの改革者たちは口先では改革を唱えてはいるが、かれらに出来る改革は「部分的改革」にすぎない。このような部分的改革では革命の危機を避けることはできないのである。「どのような改革も代議制に全体として善い政体をつくりうるための効果的にして確かな方法を考えることなくしては完全なものともみえずことはできない⁽⁸³⁾」。それでは、そのような方法とはどのようなものなのであろうか。そのような方法こそ、すでにみたような四点からなる急進的議会改革にほかならない。それは、一言にしていえば「人民による選挙⁽⁸⁴⁾」に集約できるであろう。「人民による選挙」の内容こそが、選挙権拡大であり、平等選挙区制であり、秘密投票制であり、議員任期の短縮化にほかならないのである。

これら四点の中でもかれが最も強調したものは、選挙権の拡大である。選挙権を拡大するためには、選挙権の条件から財産資格を除外しなければならぬであろう。このような視点から、かれは、財産に基礎をおく選挙権制度を執拗に批判している。選挙権は、基本的には、特殊な階級の利益、ある種の精神的卓越性や財産の多寡にもとづくものであってはならないのである⁽⁸⁵⁾。かれが主張したことは、国益と人民の利益とが一致するような政治体をつくることであつた。そして、かれは、そのためには一〇〇万人以上の選挙権者からなる代議政体をつくらなければならないと主張したのである。それでは、どのような基準によつて一〇〇万人の選挙権者を確定するのであろうか。その明確な基準をかれは示していない。結局、クラークも指摘するように、「かれは、この時点では普通選挙制を要求したので

はなかった。かれは、一〇〇万人の選挙権者をもたらしうるように財産資格を緩和することを要求したにすぎない」といわざるをえないであろう。すなわち、かれは、原理的には財産資格を否定しつつも、実際上の改革案としてはかなり妥協的なものを提案しているといえるのである。

最後に、グロートの秘密投票制について付言しておこう。かれは、「秘密投票制なくしては、たとえその他の側面において最も広範な議会改革が行なわれたとしても、それらの改革は有効には活かされえないであろう」と述べて、秘密投票制はその他の議会改革を真に有効なものにするための前提条件であるとしている。このような秘密投票制の位置づけそれ自体は、すでにベンサムやミルにみられるものであり、かれの独自のなものではない。しかしながら、ここで看過されてはならないことは、下院議員としてのグロートが最も熱心に努力したテーマが秘密投票制だったという事実である。⁽⁸⁸⁾これは、トーマスも指摘するように、一八三二年以降でも大衆的な圧力なくとも実現可能と思われる議会改革として秘密投票制が考えられていたという事情にもよるところが大きい。チャールズ・シーモアは、秘密投票制の要求が現実的な勢力を糾合しえたのは「グロートの精力的で練達したリーダーシップによってであった」と指摘している。しかしながら、トーマスは、このようなシーモア説を否定しているのである。⁽⁹¹⁾いずれにせよ、秘密投票制はグロートの下院議員時代には成立することはなかった。それが成立をみたのは一八七二年のことである。それは、奇しくも、かれの死去した翌年のことであった。

チャールズ・ブラー　インドのカルカッタ生まれで、ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジで教育を受けたブラーは、哲学的急進派の中ではひととき異彩を放つ存在であった。かれがイギリス政治史上においてその名をとどめているのは、議会改革論者としてよりも、カナダ問題に関するダラム委員会の首席秘書官を勤め、一八三九年に発表

された「ダラム報告」の「とりまとめ役」を果たしたことによってである。かれは、一八三〇年に下院議員となった。そして、その死去する四八年まで選挙法改正下の下院議員であった。しかし、かれは、その早世の生涯を哲學的急進派として貫いたのではなかった。かれは一八一四年にメルバン内閣の「副大臣」(Junior minister)に就任した以後はホイッグとみなされており、「かれの急進派としての活動はわずかに十一年を数えるにすぎない」⁽⁹²⁾のである。そこで、本稿では、かれが下院入りした翌年に発表した『急進的改革の不可避性について』と題するパンフレットにその焦点をしぼりつつその分析を試みておこうと思う。

ブラーによれば、現在の権力は「寡頭制」であり、その権力は人民とは関係ないものであつて、少数の支配者たちの利益に奉仕している。それは、貴族階級による寡頭制支配である。これに対して民衆はそのような寡頭制を改めるために「代議政体」を要求しているが、貴族階級はこのような民衆の感情をもはや理解できない。貴族階級は、民衆は馬鹿で無知でよこしまであり、他人の財産を攻撃するしか能がないという偏見をもっているのである。ブラーは、このような貴族階級の偏見と改革ぎらいを痛烈に攻撃する。「支配政党は、一般に、あまりにも権力を求めすぎであり、そのためにかれらが直ちに明け渡しねばならない多くの特権を理解することができないのであり、即座に完全に実施されねばならない明け渡しを怠っている。かれらは、一般に、はじめから、人民のさまざまな要求に完全なる拒絶をもって臨んでいるのである」⁽⁹³⁾。しかしながら、「教養を身につけた人民とその支配者たちとのそのような闘争の究極的結果は、つねに、前者の完全なる勝利に終るであろう」⁽⁹⁴⁾。

それでは、人民は貴族階級とどのような手段をもって闘えばよいのであろうか。ブラーは、一方では「憲政上の改良は非憲法的手段によってのみ達成されるであろう」⁽⁹⁵⁾という大胆な主張を展開するが、他方では、次のように主張して革命を回避しなければならぬと主張する。「私は、イギリス人の耳には革命という言葉は恐ろしい響きをもって

いることを知っている。われわれは革命をやっているのだと宣言している人々は、一般に、変化に反対しているのであり、そのような恐るべき言葉を用いることによって改良を目ざしている人々を脅迫しているのである。憲法の改変を主張してきた人々は革命を阻止する最も確かな方法としての改革を注意深く推奨してきたのである⁽⁹⁶⁾。そのような改革は、「急進的改革」でなければならず、「ホイッグの大部分が長い間唱道してきた改革はイギリス人民が求めている改革ではない⁽⁹⁷⁾」。

こうして、ブラーは、急進的な議会議会改革として、選挙権拡大と人口にもとづく選挙区再編成を中心とした議会議会改革を要求したのである。『急進的改革の不可避性について』の中では、その他の改革要求にはふれられていない。一八三二年以降のかれの議会議会改革論には、さらに、秘密投票制⁽⁹⁸⁾、議員の財産資格の撤廃、議員任期の短縮化が加えられる⁽⁹⁹⁾。しかしながら、議会議会改革運動のうねりが最高頂に達しつつあった中で発表されたかれのパンフレットは意外に穏健なものであったといわざるをえないであろう。

けれども、かれのパンフレットの最大の意義は、貴族的寡頭制にかえて「代議政体」(representative government)を実現しなければならぬことを繰り返して主張しているところにある。これを標語的に表現し直すならば、「代議政体なくして人民の幸福なし」といえるし、「普通選挙権なくして代議政体なし」といえるであろう。しかし、かれの論理はそれほどには明確ではない。その主張にはある躊躇がみられる。これを別言すれば、かれは、原理的には徹底的であったが、その具体的な改革要求では妥協的であったともいえるのである。

かれは、次のように述べて、結局は普通選挙権を否定しているのである。「私は、たしかに、普通選挙権には賛成してはいない。これは、疑いもなく、代議政体の諸原理を放棄するものである。しかし、それは機が熟せば実現されなければならぬものであると私は考えている。なぜならば、私は、選挙権が一般的ではない代議制は完全とはいえ

ないものであることを認識しているからである⁽¹⁰¹⁾。かれは、原理的には普通選挙権にもとづく完全な代議政体を認めたいにもかかわらず、普通選挙権をいわば時機尚早であるとして実際的にはこれを斥けている。かれは、「私は選挙権の基礎に財産をおく原理を断固として拒否する」と述べつつも、結局は、「私は財産資格を採用せざるをえない⁽¹⁰²⁾」と述べて財産資格にもとづく選挙権を認めているのである。財産資格は、かれにとっては、当面はやむをえない条件なのであった。

選挙区の再編成については、かれは、人口にもとづく平等選挙区制と代表をもたない新興諸都市への新たな議席の配分とを要求している。かれは、そのような新興都市として、マンチェスター、バーミンガム、リーズ、ランカスター、ウォリック、ヨークをあげている⁽¹⁰³⁾。それは、すでにみたようなグロートの平等選挙区制の要求とほぼ同じものであり、ラッセル卿のそれよりも具体性に乏しいものであったといわざるをえないであろう。

ブラーの以上のような議会改革論は、革命の回避策としての急進的議会改革の必要性という発想においてはベンサム、ミルおよびグロートのそれと同じものであり、その具体的な改革内容についてはミルやグロートのそれとほぼ同じものであったといえる。また、かれの理論的枠組の基礎にある貴族的寡頭制に対する痛烈な批判とそれにとって代わるべき代議政体論は、ベンサムとミルのそれと全く同じものであった。しかしながら、ベンサムからみるならば、ブラーの議会改革論はあらゆる点においてかれのそれよりもはるかに穏健なものであり妥協的なものであったといわざるをえないであろう。ウエストン女史が、「ブラーはむしろ保守的な哲学的急進主義者であった⁽¹⁰⁴⁾」(強調—引用者)と指摘する理由もここにあるのである。

ヘンリ・ピーター・ブルーアム卿

エジンバラの小さいといえスクワイアの長男として生まれたヘンリ・ピー

ター・ブルームは、奴隷制廃止のために尽力した政治家としてイギリス近代政治史にその名をとどめている。⁽¹⁰⁵⁾かれは、エジンバラ大学を卒業した後、一八〇二年、『エジンバラ・レビュー』の創刊に参画し、この雑誌に三十五本以上もの論文を寄稿するその中心的な寄稿者となった。一八一〇年、弱冠三十二歳にして下院議員となったかれは、次第に法改革を目ざすホイッグ党内急進派へと転回してゆき、ホイッグ党主流派からみるならばかれはあまりにも急進的にして非妥協的であったので、「半ば、下院からブルームを永久に追放する意図をもって」、⁽¹⁰⁶⁾「男爵」に叙せられると同時に一八三〇年から三四年までグレイ内閣の「大法官」(Lord Chancellor)を勤めた。つまり、かれは、一八三二年選挙法改正には大法官として臨んだのである。

哲学的急進派のメンバーの中ではただ一人「爵位」をもつ貴族であったブルーム卿は、この急進派の中では最も異色にして例外的な存在であった。この急進派が最も鋭い批判の矛先を向けた土地貴族階級に属するかれの議会改革論は結論的にいえば急進派からみるならばきわめて穏健なものであるといわざるをえず、かれは本来的には哲学的急進派にリストされるべきではないとも考えられるが、ベンサムやミル父子の研究者の多くがかれを哲学的急進派とみなしている、本稿もそのような通説に従うことにしたい。

ブルーム卿がベンサムないしはJ・ミルといつ頃からその交際に入ったのかは正確には確定できない。おそらくかれは、まずミルと知り合い、ミルを介してベンサムと知り合ったものと思われる。ベインは、「この両者がエジンバラで出会っていたということは、充分に考えられるところであろう」と述べている。⁽¹⁰⁷⁾ブルーム卿がその居をロンドンにかまえたのは一八〇三年であり、ミルがロンドンに居住することになったのがその前年なので、もしベイン説が事実であるとすれば、この両者は一八〇二年までには知り合っていたことになる。一八〇八年には、ミルは『エジンバラ・レビュー』第十三巻に「通貨と交換」⁽¹⁰⁸⁾という論文をはじめ寄稿しており、この年までにはこの両者の交際は

かなり親密なものになっていたことが推測されるのである。⁽¹⁰⁹⁾ また、ブルーム卿は、ベンサムとは一八一二年頃に知り合うことになったと思われる。⁽¹¹⁰⁾ スティーンヴンによれば、ブルーム卿とベンサムとの交際はその後長く続いたが、アレヴィによれば、この両者は一八一八年には絶交した。⁽¹¹¹⁾ いずれの説が正しいかは別としても、ブルーム卿はベンサムの弟子であったとはいえない。⁽¹¹²⁾ なお、ブルーム卿とミルとの交際はその後長く続いた。⁽¹¹³⁾ いずれにせよ、ブルーム卿は、哲學的急進派の中では最もユニークで最も独立した存在であったといえよう。また、かれは、哲學的急進派のグループとしての存在様式の究極的な特徴をも示す存在でもあったといえるのである。

一八三二年以前に限定すれば、ブルーム卿には、主として二つの議會改革論がある。その一つは、一八一一年に書かれた『議會改革の諸原理』⁽¹¹⁴⁾ であり、もう一つは、一八三一年十月七日にかれが貴族院の第二読会で行なった『議會改革についての演説』⁽¹¹⁵⁾ である。本稿では、かれのこれら二つの議會改革論の主たる論点にふれつつ、その意義について論究してみたい。

『議會改革の諸原理』においては、かれは、まず、財産が下院議員の選挙に及ぼす悪い影響力を基本的に批判している。かれは、「所有権がある種の政治的影響力をもたらさない国では、財産のみならずその他のものについても安全はありえない」としつつも、下院議員の選挙における所有権の及ぼす悪い影響力として、①いわゆるポケット・バラの存在、②議席の売買、③買収、④非居住者をもつ選挙権の弊害、⑤選挙にカネがかかりすぎることを、つまり、金持ちでなければ当選できないこと、を指摘している。⁽¹¹⁶⁾ そして、かれは、そのような財産の悪い影響力を減少すべき方策を講じなければならぬと主張する。かれは、そのような方策としては、議員任期の短縮のみをもってしては不十分であって、「ある種の急進的な対策」⁽¹¹⁷⁾ を断行しなければならぬとしつつ、具体的には次のような改革を要求しているのである。⁽¹¹⁸⁾

- ① バラ選挙区の選挙資格を変更して選挙権を拡大し、門閥や個人の影響力を弱める。
- ② 小さなバラ選挙区を廃止して直接的な買収ができないようにする。
- ③ 一つの選挙区内にいくつもの投票所を設置する。
- ④ 立候補者が選挙人の旅費を負担することを禁止する。
- ⑤ カネによる直接的な買収を禁止する。
- ⑥ 非居住者には選挙権を認めない。
- ⑦ 議員任期を三年に短縮する。
- ⑧ 議会から官史を排除する。

かれは、この論文の最後の部分で以上のような改革を自ら「穏健にして用心深い改革案」であるとしている。その改革案の中でもとくに重要な選挙権拡大についてはその要件が明示されていないために、いったいかれがどの程度にまで選挙権を拡大すべきであると考えていたかは不明であるといわざるをえない。結論的には、F・W・フェタも指摘するように、「ブルームは、秘密投票制にも普通選挙権にも反対であった⁽¹²⁾」。しかしながら、かれの改革案とすべにみたようなラッセル卿のそれとを比較するならば、選挙区の再編成を別とすれば、かれの改革案はその他のすべての点でラッセル卿のそれよりも具体的にしてかつ急進的であったといえる。ただし、ラッセル卿が下院において繰り返し議会改革の動議を提出しているのに対して、ブルーム卿はそのような動議を一回も提出していない。一八三〇年二月二十三日には、かれは、ラッセル卿が提出した「極端に穩健な法案⁽¹²⁾」に賛成する演説を行なっている。その限りでは、この両者は限りなく接近するけれども、その他の分野における改革要求を含めて考えるならば、かれはラッセル卿よりもかなり急進的であったといえるであろう。

さらには、『議院改革の諸原理』が一八一一年に書かれたという事情が看過されてはならない。この時期は、かれがベンサムと知り合ったと思われる時期と一致する。そこで問題となることは、この論文にはベンサムの影響が看取できるかどうかということである。この論文にはベンサムの影響はみられないと考える方が自然であるといふべきであろう。なぜならば、この論文とベンサム『議院改革教義問答』(一八〇九年執筆)とを比較するならば、この論文は『問答』よりもあまりにも穏健的であるといわざるをえないからである。かつ、この両者は、議院改革の必要性の究極的な根拠についての認識においても違っていたからである。ベンサムは、「邪悪な目的」(sinister purpose)を排除するためにはどのような政治体が望ましいかという原理的な視点から議院改革論を展開しているのに対して、ブルーアム卿は、大衆の知性と理性の発達・向上によって議院改革なくしてはこの体制それ自体を維持しえなくなっているという情況認識にもとづいて議院改革の必要性を主張しているのである。ブルーアム卿は、「理性と経験とが向上するにしたがつて、あらゆる正当な不満は力を得て蓄積されてゆくであろう」と述べて、「あらゆる人間性と同じように、あらゆる理性は、時宜にかなった改革によってそのような危機と激動を回避するためにあらゆる努力をなすべきことをわれわれに求めている」と主張している⁽¹²⁴⁾のである。さらに、かれは「その究極的な勝利は疑う余地はない」と主張しつつ、議院改革の不可避性を強調したのである。ここに、この両者の相違は明らかとなるであろう。ベンサムは原理論的視点から、ブルーアム卿は情況認識論的視点から、それぞれにその議院改革論を展開したのである。

一八三一年十月七日、ブルーアム卿は、下院で可決された選挙法改正法案の貴族院での大詰の審議の段階で、その賛成演説を行なった。それは、かなり長大なものであり、グレイ内閣を代表して改革法案を推進しようとする熱情がこめられた演説であった。そこには、選挙法改正への熱情が満ち満ちている。しかし、それは、皮肉にも、かれの議院改革に対する限界をも露呈するものとなっている。結果的には、かれのこのような賛成演説にもかかわらず、貴族院

の第二読会は、十月八日、この改正法案を一九九対一五五で否決し去り、その後、イギリスは激動の十カ月を迎えることになるのである。

かれはその演説の冒頭において、「この法案は、言葉の悪い意味における変化ではない。ましてや、革命とはなんらのかかりあいもないものである。そればかりではなく、むしろ革命を事前に阻止する働きをもつものである」と述べて、革命を回避するためには選挙法改正は不可避のものであることを強調している。これは、いわばベンサムミルの命題の展開であるが、ベンサムミルがそのためには「急進的議会改革」が不可避であることを強調したのに対して、かれが必ずしもその「急進性」にはこだわっていないところがきわめて対照的であるといえる。しかし、かれは、街に出れば議員諸公は「請願だ、請願だ、法案を通せ、法案を通せ」という民衆の叫びによって大歓迎を受けるであろうと述べつつ、なぜならば、「議員諸公は、今や、改革者であるからであり、しかも、漸進的な改革者であるどころか壮大な改革者であるからである」と述べて、この改正法案が「壮大なもの」であることを強調しているのである。そして、かれは、結局、この法案が、年価値一〇ポンド以上の自由土地保有者 (freeholder)、定期土地保有権者 (leaseholder)、贍本保有権者 (copyholder)、暫定的不動産保有者 (tenants-at-will) に選挙権を認めるものである限り、「暫定的不動産保有者の例外を別とすれば、すべて財産資格を必要としている」と述べて、その限界性を指摘しつつ、本来的には選挙権から財産資格はこれを撤廃すべきであり、すべての世帯主にまで選挙権を拡大すべきであると主張したのである。かれはこのように主張することによって、多分、この改革法案がなおも穏健なものであることを印象づけようとしたのであろう。かれの本当の狙いは、そのように印象づけることによってこの法案への賛同者を増やすところにあつたと思われるのである。それは、いわゆる多数派工作のための一つの戦術であつたといえるであろう。

かれの議会改革をめぐる情況認識の基底には、革命を回避するためにはミドル・クラスを既存の憲法体制の枠内に

迎え入れなければならぬとする認識があった。これは、ジェームズ・ミルのそれと一致する。別言すれば、かれの原初的な意図は、ミドル・クラスの体制内への「とり込み」にあったともいえるのである。かれは、「どのような政府も、人民の支持なくしては、大衆とは区別されたこのようなミドル・クラスの支持なくしては持ちこたえることとはできないであろう。なぜならば、ミドル・クラスは、下層階級と強い絆をもっており、下層階級からその保護者として尊敬されているからである」(強調—引用者)と述べて、ミドル・クラスの支持をとりつけることが既存体制の維持にとって不可避的なものとなっている情況認識を吐露しつつ、さらに、次のように述べている。「政府は、人民の支持をとりつけるためには、このような選挙法改革という手段のみならず、この国の法制と商業制度におけるあらゆる有効にして穏当な変革にとり組みざるをえないのである」⁽¹³²⁾。ここには、ミドル・クラスの支持を獲得するためには、議会の改革がたんなる選挙法上の改革にとどまってはならず、それが法的諸改革や経済的諸改革へと展開されなければならないことが強調されている。ここにこそ、ウェリントン公を中心とする選挙法改革反対派の眞の反対理由もあったといえる。その反対派からすれば、その利益を守るためには、なおも旧体制を維持せざるをえなかったのである。

しかしながら、ブルーアム卿からすれば、一般に代議政体はその国全体の利益を集約すべき機能をもつべきものであった。かれによれば、代議政体は「近代の偉大な発見」⁽¹³³⁾であり、「代議制は、人民による完全な代表によるものでなければならず、部分的利益ないしは個人的利益を代表するものであってはならない」⁽¹³⁴⁾のである。そして、かれは、今や、「イギリス人民の財産であり知性でもあるミドル・クラス」⁽¹³⁵⁾が下院に代表されない限り、下院は人民の利益を代表しえない特権階級の機関に墮落してしまふことを警告したのであった。かれによれば、そのようなミドル・クラスを代表しえない代議制は信頼性と純粹性を欠いており、「現下の最たる害悪」⁽¹³⁶⁾である。

こうして、かれは、次のように叫ぶのである。「公衆の声にそれ自身を表現しうるチャンネルを与えよ、つまり、

人民にその要求と感情を表現しうる正当にして立憲的な機関を与えよ、要するに、この法案を可決せよ。この法案こそ、人民に純粋な代議制を認めることによつて、人民にそのような立憲的な機関を与えるものだからである⁽¹³⁷⁾。かれは、今こそその好機であると考えていた。この好機を逃がすならば、さらに多くの譲歩を余儀なくされるであろう。かれは、その演説の最後の部分において、「諸公は、今、古くなつた代議制を修復するためにそこそこの代価を求められている。もし諸公がこれを拒否すれば、また諸公がこれ以上遅らせば遅らせるほど、より多くのものを譲歩しなければならなくなるであろう。そのような譲歩は、毎年総選挙、数百万人による選挙および秘密投票制にまで及ばざるをえないであろう⁽¹³⁸⁾」と述べて、この法案が「そこそこの代価」によつて当面する政治的危機をのり切りうる最良の方策であることを強調している。これを逆にみるならば、かれは、毎年総選挙、男子普通選挙権および秘密投票制を回避するために、この法案への賛成演説に立ち上がったといわざるをえないのである。かれは、「私は諸公にこの法案を拒否しないように懇願するものである」と述べて、その演説を締めくくっている。それにもかかわらず、その票決の結果、この法案は否決されたのであった。

ブルーラム卿の以上のような演説の意義と限界は、まさしく、一八三二年選挙法改正法の意義と限界とに全く一致している。そして、それは、すでにみたようなラッセル卿の議会改革案とほぼ一致しているのである。しかしながら、それは、哲学的急進派のみならずその他の急進派にとつても容認しがたいものであった。その限りでは、ブルーラム卿は、依然として、ホイッグの範囲内に立っていたといわざるをえないのである。グレイラム・ウォーラスは、一八一六―一七七年のかれにふれつつ、「ブルーラムは、民主主義的理想のために自分の政治的将来を犠牲にする気は毛頭なかつた⁽¹³⁹⁾」と指摘している。他方、S・T・ミラーは、「ホイッグと哲学的急進派とを結びつけた議会内の主な人物はブルーラムであった⁽¹⁴⁰⁾」と指摘している。ここに、かれの微妙な政治的立場があつたとみるべきであろう。また、G・オー

ルダマンは、「ブルームは、ペンサマイツとして知られている哲學的急進派の諸理論と功利主義的諸理念の實際的な適用とを結びつける上で非常に重要な役割を果たした」と指摘している。⁽¹¹⁾かれは、ブルーム卿を哲學的急進派の範囲内でとらえているのである。

ブルーム卿は、既存の憲法体制を基本的に維持するために議会改革を主張したのであるか。それとも、かれは、既存の憲法体制を基本的に変革するために議会改革を主張したのであるか。本稿では、この問題への解答は留保しようと思う。ただし、かれがラッセル卿と同じように貴族階級を基本的には批判していない点が注目されなければならないことを付言せざるをえないであろう。その意味では、かれは、あくまでもホイッグズの枠内にいる。哲學的急進派の主たる存在意義が貴族制に対する批判にあったことを考えるならば、かれは哲學的急進派に属していたとはいえないのである。

- (1) Cahill, G., *Burdett, Sir Francis (1770-1844)*, in: *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, ed. by Baylen, J.O. & N.J. Gossman, 1979, vol. 1: 1770-1832, p.70.
- (2) Bickensteth, H., *op. cit.*, vol.1, p.257.
- (3) Burdett, Sir Francis, *Parliamentary Reform. A full and accurate Report of the Proceedings at the meeting held at the Crown & Anchor Tavern, the 1st of May, 1809*, 1809.
- (4) 拙稿「近代イギリスにおける急進的議会改革論の形成」前出、五六頁。
- (5) Burdett, Sir Francis, *The Plan of Reform, delivered in Parliament, June 15th, 1809*, 1809.
- (6) Burdett, Sir Francis, *Memoirs of the Life of Sir Francis Burdett*, 1810, p.19.
- (7) Burdett, Sir Francis, *Parliamentary Reform. The Speech of Sir Francis Burdett. In the House of Commons, on Tuesday, May 20, 1817*, 1817.
- (8) Burdett, Sir Francis, *The Substance of the Speech, delivered by Sir Francis Burdett in the House of Commons, Tuesday, the 2nd. of*

June, 1818, on Moving a series of Resolutions on the Subject of Parliamentary Reform, 1818.

- (9) Burdett, Sir Francis, *A Full Report of the Speech of Sir Francis Burdett, on the subject of Parliamentary Reform, delivered in the House of Commons, Thursday, the 1st. Day of July, 1819, 1819.*
- (10) Mill, J., *The History of British India*, 3 vols., 1817.
- (11) Mill, J., *Elements of Political Economy*, 1821.
- (12) Mill, J., *Analysis of the Phenomena of the Human Mind*, 2 vols., 1829.
- (13) Halévy, E., *op. cit.*, p.302.
- (14) Murray, R.H., *Studies in the English Social and Political Thinkers of the Nineteenth Century*, 1929, rep. 1972, vol. 1, p.98.
- (15) Halévy, E., *op. cit.*, p.317.
- (16) Spethen, L., *op. cit.*, vol. 2, p.287. 拙著『増訂 イギリス功利主義の政治思想』、七六頁。
- (17) Thomas, W., *op. cit.*, p.128.
- (18) Mill, J., *Government*. Supplement to the Fifth Edition of the *Encyclopaedia Britannica*, 1820.
- (19) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.84.
- (20) Mill, J., *Essay on Government*, The Library of Liberal Arts, ed. by C.V. Shields, 1955, p.49. 小川晃一訳『教育論・政府論』(一九八三年) 一一八頁。
- (21) *ibid.*, pp.51-2. 邦訳『同前』一二二―一二三頁。
- (22) *ibid.*, pp.52-3. 邦訳『同前』一二三―一二五頁。
- (23) *ibid.*, pp.53-4. 邦訳『同前』一二五―一二六頁。
- (24) *ibid.*, pp.62-3. 邦訳『同前』一三八―一四〇頁。
- (25) *ibid.*, p.65. 邦訳『同前』一四二頁。
- (26) *ibid.*, p.66-7. 邦訳『同前』一四五―一六頁。
- (27) *ibid.*, p.56. 邦訳『同前』一二九頁。
- (28) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.24.
- (29) Mill, J., *Essay on Government*, pp.70-71. 邦訳『前出』一五〇―一五一頁。
- (30) *ibid.*, pp.74-6. 邦訳『同前』一五七―一九頁。

- (16) Mill, J., 'Greatest Happiness Principle, Westminster Review, vol.11 (July, 1829), pp.254-68. See, Lively, J. & J. Rees, (ed.), *Utilitarian Logic and Politics* 1978, p.145.
- (32) Mill, J., *Essay on Government*, p.77. 邦訳'前出' 一六〇—一六一頁。
- (33) *ibid.*, p.90. 邦訳'前出' 一八一頁。
- (34) *ibid.*, pp.73-4. 邦訳'前出' 一五三頁。
- (35) Mill, J., *The Ballot, Westminster Review*, vol.13 (July, 1830), pp.1-39.
- (36) Mill, J. & G. Grote, *Objections to the Ballot, answered from the writings and speeches of Mill, Grote*, 1837.
- (37) Lewellyn, A., *Decade of Reform*, 1972, p.51.
- (38) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.34.
- (39) Murray, R.H., *op. cit.*, vol.1, p.104.
- (40) 一八二六年十月に『ミルが『ウエストミンスター・レビュー』に寄稿した論文「国民の現状」(Mill, J., *State of the Nation, Westminster Review*, vol.6, 1826.)は「議会改革にも言及されているけれども、この論文の基調は、貴族制に対する徹底した批判であるところではない。むしろ、ミルによれば、貴族階級が議会改革を反対しているのは、じつは彼ら自身の経済的利益をわがものとして確保しようとするための詭計にほかならぬのである。」
- (41) Mill, J.S. *Autobiography*, p.69. 邦訳'前出' 九三頁。
- (42) Lively, J. & J. Rees, (ed.), *Introduction, to: Utilitarian Logic and Politics*, p.32.
- (43) 『ミルが』に於けるミルの独自性を最も強調した文献として、そのものがあげられる。cf. Thomas, W., *op. cit.*, pp.7, 20, 33, 36-7, 97-8, 132, 143.
- (44) Thomas, W., *op. cit.*, p.408.
- (45) Russell, Lord John, *Speech of Lord John Russell in the House of Commons, on December 14th, 1819, in moving Resolutions relative to Corrupt Boroughs*, 1820.
- (46) Cannon, J., *Parliamentary Reform 1640-1832*, 1973, pp.177-184.
- (47) Russell, Lord John, *Substance of the Speeches of Lord John Russell, on moving Resolutions on Reform of Parliament, on May 9, 1821, and April 25, 1822*, 1822.
- (48) Prest, J., *Lord John Russell*, 1972, p.30.

- (47) Russell, Lord John, *An Essay on the History of English Government and Constitution*, 1821, new ed., 1873, p.246.
- (48) Russell, Lord John, *Lord John Russell's Speech on Reform; delivered in the House of Commons, March 1, 1831, 1831*. Pnest, J., *op. cit.*, pp.44-5.
- (49) *cf.* Briggs, A., *The Making of Modern England 1783-1867: The Age of Improvement*, 1959, pp.240-41.
- (50) Russell, Lord John, *Universal Suffrage (Speech of the House of Commons, delivered at May 28, 1830.)* in: *Selection from Speeches of Earl Russell 1817 to 1841, 1870*, vol.1, p.292.
- (51) Russell, Lord John, *Official Edition of Lord John Russell's Bill, to amend the Representative of People in England and Wales; as read a Second Time in the House of Commons, December 16, 1831, 1831*.
- (52) *cf.* Conacher, J.B. (ed.), *The Emergence of British Parliamentary Democracy in the Nineteenth Century*, 1971, pp.18-24.
- (53) Llewellyn, A., *op. cit.*, p.49.
- (54) Gash, N., *Aristocracy and People, Britain 1815-1865*, 1979, p.147.
- (55) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.27.
- (56) Halevy, E., *op. cit.*, p.317.
- (57) *ibid.*, p.154.
- (58) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.7.
- (59) *ibid.*, p.7.
- (60) Bentham, J., *The Works of Jeremy Bentham*, vol.10, p.498.
- (61) Fetter, F.W., *The Economists in Parliament*, 1980, pp.18,20.
- (62) Ricardo, D., *Observations on the Parliamentary Reform*, in: *The Works of David Ricardo*, ed. by J.R. McCulloch, 1846, pp.551-6. 邦訳「議台改訂のたゞの考察」(松本俊朗監訳『トーマス・リカーズ全集』第五卷所収、一九七八年)。
- (63) Ricardo, D., *Speech on the Plan of Voting by Ballot*, in: *The Works of David Ricardo*, ed. by J.R. McCulloch, pp.559-64. 邦訳「無記名投票案の擁護」(前田『トーマス・リカーズ全集』第五卷所収)。
- (64) Thomas, W., *op. cit.*, p.126.
- (65) Perkin, H., *The Origins of Modern English Society 1780-1880*, 1969, p.215.
- (66) Grote, Harriet, *The Personal Life of George Grote*, 1873.

- (69) Thomas, W., *op. cit.*, p.411.
- (70) Grote, G., *A History of Greece*, 12 vols., 1846-56.
- (71) Hamburger, J., *Intellectual in Politics*, p.8.
- (72) Stephen, L., *op. cit.*, vol.3, p.336.
- (73) Thomas, W., *op. cit.*, p.437.
- (74) *ibid.*, p.411.
- (75) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.8. See, MacLlwrath, W., *op. cit.*, p.12.
- (76) Grote, G., *Statement of the Question of Parliamentary Reform*, 1821, in: Bain, A. (ed.), *The Minor Works of George Grote*, 1873.
- (77) *cf.* Thomas, W., *op. cit.*, p.412.
- (78) Grote, G., *Essentials of Parliamentary Reform*, 1831.
- (79) Halévy, E., *op. cit.*, p.424.
- (80) Grote, G., *Essentials of Parliamentary Reform*, pp.72-73.
- (81) *cf.* Clarke, M.L., *George Grote. A Biography*, 1962, p.39.
- (82) Grote, G., *Essentials of Parliamentary Reform*, p.vii.
- (83) *ibid.*, p.13.
- (84) *ibid.*, p.14.
- (85) *ibid.*, pp.25, 39-40.
- (86) Clarke, M.L., *op. cit.*, p.39.
- (87) Grote, G., *Essentials of Parliamentary Reform*, p.50.
- (88) *cf.* Kinzer, B.L., *The Ballot Question in Nineteenth-Century English Politics*, 1982, pp.18ff..
- (89) Thomas, W., *op. cit.*, pp.406, 410.
- (90) Seymour, C., *Electoral Reform in England and Wales: the Development and Operation of the Parliamentary Franchise 1832-1885*, 1915, rep. 1970, p.427.
- (91) Thomas, W., *op. cit.*, p.423.
- (92) Platt, F.D., *Buller Charles (1806-1848)*, in: *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, ed. by Baylen, J.O. & N.J. Gossm-

an, 1984, vol.2: 1833-1914, p.170.

- (63) Buller, C., *On the Necessity of a Radical Reform*, 1831, p.5.
- (64) *ibid.*, p.6.
- (65) *ibid.*, pp.22-3.
- (66) *ibid.*, p.7.
- (67) *ibid.*, p.28.
- (68) *cf.* Thomas, W., *op. cit.*, pp.417-8.
- (69) *cf.* *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, vol.2, pp.106-7.
- (70) Buller, C., *op. cit.*, p.34.
- (71) *ibid.*, p.34.
- (72) *ibid.*, p.35.
- (73) *ibid.*, pp.41-2.
- (74) Weston, C. C., *op. cit.*, p.239.
- (75) Fetter, F. W., *op. cit.*, p.237.
- (76) Beadle G.B., *Brougham and Vaux, Henry Peter Brougham, 1st. Baron (1778-1868)*, in: *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, vol.2, p.92.
- (77) Bain, A., *James Mill: A Biography*, 1882, rep. 1966, p.75.
- (78) Mill, J., *Money and Exchange*, *Edinburgh Review*, vol.13, 1808, pp.35-68.
- (79) *cf.* Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.9.
- (80) Stewart, R., *Henry Brougham: His Public Career 1778-1868*, 1986, p.89. *cf.* Bentham, J., *The Works of Jeremy Bentham*, vol.10, pp.471-2.
- (81) Stephen, L., *op. cit.*, vol.1, p.226.
- (82) Halévy, E., *op. cit.*, p.264.
- (83) Butler, J.R.M., *The Passing of the Great Reform Bill*, 1914, new impression, 1963, p.42.
- (84) *cf.* Bain, A., *op. cit.*, pp.363ff..

- (115) Brougham, Lord Henry, *Principles of Parliamentary Reform*, written 1811-2.
- (116) Brougham, Lord Henry, *Speech on Parliamentary Reform*, 1831.
- (117) Brougham, Lord Henry, *Principles of Parliamentary Reform*, in: *Works of Henry, Lord Brougham*, 1857, vol.8, p.349.
- (118) *ibid.*, pp.350, 353, 366, 369.
- (119) *ibid.*, p.361.
- (120) *ibid.*, pp.352-3, 360, 373, 383-4.
- (121) Fetter, F.W., *op. cit.*, p.218.
- (122) Butler, J.R.M., *op. cit.*, p.68.
- (123) *Works of Henry, Lord Brougham*, vol.8, p.382.
- (124) *ibid.*, p.383.
- (125) *ibid.*, p.380.
- (126) Bougham, H.P., *Speech of the Lord Chancellor on the Second Reading of the Reform Bill, delivered in the House of Lords on Friday, the 7th of October, 1831*, 1831, 2nd. ed., 1831, p.2. See, *Works of Henry, Lord Bourgham*, 1857, vol.10, pp.319-85.
- (127) *Speech of the Lord Chancellor on the Second Reading of the Reform Bill*, p.6.
- (128) *ibid.*, p.6.
- (129) *ibid.*, p.9.
- (130) *ibid.*, p.12.
- (131) *ibid.*, p.14.
- (132) *ibid.*, p.14.
- (133) *ibid.*, p.18.
- (134) *ibid.*, p.18.
- (135) *ibid.*, p.18.
- (136) *ibid.*, p.21.
- (137) *ibid.*, pp.20-21.
- (138) *ibid.*, p.24.

(93) Wallas, G., *The Life of Francis Place*, 1898, 4th ed., 1925, 5th impression, p. 118.

(10) Miller, S.T., *British Political History 1784-1939*, 1977, p. 42.

(11) Alderman, G., *Modern Britain 1700-1983*, 1986, p. 92.

六 むすびにかえて

哲学的急進派は、これまでにみてきたように、その内部の人間関係においても、その理論的レベルにおいても、一致団結を誇る強固な集団ではなかった。その人間関係においては、哲学的急進派は、とくに『ウェストミンスター・レビュー』創刊後は、ベンサム直系ともいえるボーリングとジェームス・ミルとの対立を基軸とした複雑な人間模様をついに融和させることができないままに一八三二年を迎えざるをえなかった。また、その理論的レベルにおいても、哲学的急進派は、前二節でみたように、土地貴族的寡頭制支配に対する基本的な批判という視点と革命回避という視点とを共通項とする以外には、多くの問題についてそれぞれがその見解を異にしていた。

哲学的急進派に属していた人々は、それぞれに独自のテーマをもっており、そのテーマはじつに多岐にわたっている。カトリック解放問題、国教会改革、植民地問題、教育問題、刑法改革、奴隸制廃止、穀物法撤廃、自由貿易、労働者問題、救貧法問題、安い政府、増税反対、戦争反対——このように、かれらのテーマはじつに多岐にわたっていたのである。それは、『ウェストミンスター・レビュー』の各号の目次をみれば一目瞭然である。その中において、議会改革の課題は、比較的この急進派全体に共通するテーマであったことは確かではある。けれども、それは、この急進派が全体として総力をあげて取り組んだテーマであったとはいえないのである。この急進派が全体として総力をあげて取り組んだテーマはひとつもなかったとすらいえるであろう。

この急進派全体に共通する大テーマがあったとすれば、それは、さまざまな視点からする貴族制に対する批判そのものであった。この派のメンバーのそれぞれがその独自のテーマを解決しようとする際に貴族制に対する批判が不可避的な課題としてかれらの前に立ちあらわれたのである。そのような不可避的な課題としての貴族制批判に共通する結集点を求めつつ、かつ、ベンサムBenjamin Franklinの教説になんらかの点で共鳴を覚えていた人々が“哲学的急進派”を形成するに至ったといえるのである。

そして、次第に、かれらの独自のテーマを解決するためには議会改革なくしては解決不可能であることが明らかとなってゆく。かれらにとって議会改革はその他のすべての改革のための基本的な前提条件であると考えられていたのである。ここにベンサムBenjamin Franklinの議会改革論が成立したといえるであろう。ベンサム自身においても議会改革はかれが構想したさまざまな分野における立法改革のための前提条件として位置づけられている。哲学的急進派は、議会改革を貴族的支配を打破する突破口として位置づけていたのである。

こうして、かれらのうちの数人が、前節でみたような議会改革論を書いたり、演説したりしたのである。しかし、かれらの議会改革論はそれぞれに個性的であり、そこにはさまざまな主張が展開されている。その枠組はほぼ一致しているとはいえず、その具体的な改革内容においてはかなりの相違をみせているのである。一例をあげるならば、普通選挙制に対するかれらの見解はかなりの懸隔をみせており、男女平等の普通選挙制を主張したベンサムと四〇歳以上で一定の財産をもつ男子に選挙権を限定したジェームズ・ミルJames Millとは基本的に相違していたといわざるをえないであろう。かれらの間におけるこのような相違は、議員任期の短縮化、平等選挙区制、秘密投票制に関するものもある。

議会改革論に関しては、哲学的急進派のメンバーのうちでベンサムがその急進性においては最も傑出していたとい

える。この時代のあらゆる急進派の中でもかれは最も急進的にして徹底した議会議改革論を主張したのである。哲学的急進派のすべてのメンバーにとってかれの議会議改革論はあまりも徹底したものであったために、かれの議会議改革論のすべてを摂取してこれを継承したメンバーは一人もいなかった。このような事情は、かれの死去後を含めて変わっていない。かれの議会議改革論は、十九世紀イギリス全体を通して、依然として、いわば人跡未踏の高峰でありつづけたのである。

哲学的急進派の議会議改革論の原理的基礎がベンサムによって与えられたことは疑いえないところではある。しかし、その具体的で実際的な改革要求の内容はむしろミル『政府論』によって与えられたことが前節によって明らかにされたものと思われる。その限りでは、ベンサムはあくまでも哲学的急進派の原理的シンボルにとどまっていたのに対して、ミルはその政策的シンボルであったといえよう。すなわち、ミルはベンサムの原理の現実的な咀嚼者であったといえるのである。ジョン・ミルは、「実際に、われわれの中のだれとだれとを取ってみても完全に意見が一致していたということは絶対になかったし、またわれわれの中のだれ一人として暗黙のうちにもせよ私の父の意見の全部を受け入れていたものはいなかった」と回想している。ここで「私の父」を「ベンサム」に置き換えることもできるであろう。じつに、哲学的急進派のさまざまなメンバーによるさまざまな議会議改革論は、ベンサムからすれば多くの点で基本的に異なっていたし、ジェームズ・ミルからしてもかなりの点において異なっていたのである。この急進派は、もともと、生まれも育ちも教育も職業もさまざまに異なるメンバーから成り立っていた。⁽²⁾ このような事実が、一方ではこの急進派の個人主義的な特徴を生み出し、他方ではこの急進派のサロニックな限界を露呈させることになったと考えられるのである。そして、哲学的急進派が一八三二年選挙法改正後の下院において「政党」を結成しえないままに衰退の一途をたどらざるをえなかった原因もここにあったと思われるのである。

哲学的急進派のグループとしての特徴をさらに明らかにするために、ここで、フランシス・プレイスに言及するとは無駄とはならないであろう。哲学的急進派の中にあつてはプレイスはそのメンバーの中では最も大衆的な人物であり、ベンサム(1)の教説を大衆に直接的に演説という形で訴えた第一人者であつた。この限りでは、かれは、哲学的急進派の中にあつてはブルーアム卿とは別の意味で最も異色の人物であつたともいえる。プレイスとブルーアム卿は、哲学的急進派の中で、その最左翼とその最右翼を代表していたともいえるのである。哲学的急進派とホイッグとの仲介者がブルーアム卿であつたとすれば、プレイスは哲学的急進派と労働者階級との仲介者であつた。(3) プレイスは、哲学的急進派の議会改革論をチャーチズムへと連結する役割を担うのである。(4)

「チャーリン・クロスのラジカル・テイラー」とその研究者のだからとも呼ばれているプレイスがロンドンの繁華街であるチャーリン・クロスに紳士服店を構えたのは一七九九年のことであつた。(5) かれの二十八歳の時である。かれは、いわば「たたきあげ」の職人であつた。そして、チャーリン・クロスにその店を構えた時には、かれは、すでに急進派の活動家であつた。かれの店はたちまちにしてロンドンの急進派の「たまり場」となつた。(6) かれは、かつては、「ロンドン通信協会」の活動家であつた。また、一八〇七年にウェストミンスター選挙区でバーデットが当選しえたことは、「改革者たちの最初の勝利であり、プレイスはだれよりもこれに貢献した」(7)のである。そして、「この時以降ほとんど三〇年もの間、プレイスの書齋はロンドンの議会改革者たちの集会場であり情報センターであつた」(8)。

したがつて、かれが一八一一年か一二年にJ・ミル(9)と知り合い、ミルを通して一二年にベンサムと知り合った時には、かれはすでにロンドン・ラジカリズムの「黒幕的存在」(11)であつた。トーマスも指摘するように、プレイスからすれば、「ベンサムとミルは遅れてやって来た」といえるのである。「かれは、ミルとは違い、ベンサムの倫理学や法学の著作をほとんど読むことができなかった」(13)にもかかわらず、プレイスはベンサムとの個人的な交際の中から急速に

ベンサムへの傾倒を深めてゆく。こうして、「かれは、ベンサムのグループにアジテーターおよびオルガナイザーとしてその力を与えた。そして、かれは、その後三〇年もの間、このグループの政治的代弁者となった」⁽¹⁴⁾のである。⁽¹⁵⁾

ウォーラスは、「プレイスの弟子としての立場は、フォード・アベイに滞在した一八一七年八月からのことである」と述べている。後年、プレイスは、ベンサムを「私の良き師、私の変わることはない・すぐれた・尊敬すべき教師、私の二〇年来の友人」と呼んでいる。⁽¹⁶⁾そして、一八一九年にミルが東インド会社に勤務することになって以降は、「ベンサムはますますプレイスに頼るようになった」⁽¹⁷⁾。しかしながら、そのような親密な関係は長くは続かなかつたといわざるをえないようである。それは、すでにみたような一八二四年の『ウェストミンスター・レビュー』の創刊にかかわるものであった。この雑誌をめぐるボーリングとミル父子の対立においては、かれはミル父子の側に立った。ボーリングとの対立のためにかれは、一八二六年七月まではこの雑誌に寄稿せず、二九年以降はこの雑誌とは絶縁している。⁽¹⁹⁾それは、かれの「文才上の限界」⁽²⁰⁾に加えて、J・S・ミルを含む若い世代に対するかれの「断絶感」によるものでもあった。とくに、一八二六年秋に「精神の危機」に陥った以降のジョンに対するかれの絶望感には深いものがあった。かれは、最初は、「ジョンは本当に神童であり、最高にすばらしい同志である」⁽²¹⁾と考えていたが、「精神の危機」以降のジョンを「風変わりではかかげている」⁽²²⁾と後年に回想しているほどである。すなわち、かれは、ボーリングやジョン・ミルとの齟齬感をぬぐえないままに、哲学的急進派に属しながらもその内部では、一面では孤立しており、他面では独立独歩の存在を堅持したといえるようである。そして、かれは、この急進派の中では最も労働者階級に接近して行ったのである。「プレイスは、一方では大衆を啓蒙しようとし、哲学の急進派を叱り、他方では暴力を助長しようとする労働者階級の急進的な傾向を嘆いていた」⁽²³⁾のである。

一八三二年選挙法改正の前夜におけるプレイスの活躍には目は見張るものがあつた。一八三二年十月中旬に、かれ

のリーダーシップのもとで「国民政治連盟」(The National Political Union)が結成されたことが特筆大書されるべきであろう。⁽²⁴⁾この連盟は、一八三〇年に結成された「パーミンガム政治連盟」をモデルとして⁽²⁵⁾ロンドンやマンチェスターで結成されるや、ブリストル、シェフィールド、レスター、ニューカスル、グラスゴウ、エジンバラへと全国各地に急速に拡大して、選挙法改正運動の有力な勢力の一つとなつていった。⁽²⁶⁾しかしながら、この連盟には、哲学的急進派の主要なメンバーはほとんど加入していない点が注目されなければならないであろう。グロートはプレイスからの入会の誘いを断わっているのである。⁽²⁷⁾国民政治連盟の結成は、哲学的急進派の主要なメンバーからみるならば、これは、多分、プレイスの独自の行動にほかならなかつた。実際、この連盟の中心メンバーの一人が哲学的急進派とはその思想的な肌合いをかなり異にするヘンリ・ハントであつた事實は看過されてはならないであろう。なぜならば、「ハントの非妥協的で単純な民衆的急進主義は、その内容、その性格、その要求において、基本的には『労働者階級』のものであつた」⁽²⁸⁾からである。

国民政治連盟の目的は選挙法改正への世論を盛り上げるところにあり、そのためにこの連盟は、会員拡大、大衆集会の開催、署名・請願運動の展開をその戦術として採用した。その結果、一八三一年十一月一日から三二年七月三十一日までの九カ月間に、三カ月毎に一シリングの会費を支払う会員が一万六千七一九人となり、寄付金は八百三十四ポンドに達した。⁽²⁹⁾これは、その会員数および寄付金額ともに、当時としては驚くべきものであつたといわなければならない。しかしながら、この当時のロンドンの労働者階級の急進派は、「プレイスとその仲間たちを労働者階級の政治組織に対する侵入者とみなしていた」⁽³⁰⁾のであり、この連盟の目的はミドル・クラスが自己の目的のために労働者階級をその手段として利用しようとすることを隠蔽しようとするところにあると考へていたのである。⁽³¹⁾

このようなプレイス観は、M・I・トーマスとP・ホルトの強調するところでもある。かれらは、「プレイスとパ

ークスが指導したこの組織は、ロンドンに軍隊をしばりつけるためのデモ隊要員として労働者階級を利用しようとするものであったように思われる⁽³²⁾と指摘しつつ、さらに、「プレイスにとっては、あらゆる場合において、労働者は、積極的かつ建設的な役割を担いうる自発的な集団であるよりはむしろ、その目的を達成するために利用することができる受け身の集団であった⁽³³⁾」と述べている。この限りでは、「かれは、労働者階級の急進派よりもミドル・クラスの哲学的急進派にはるかに近かった⁽³⁴⁾」といえるのである。また、E・ロイルとJ・ウォールヴィンは、「一八三〇年代の急進主義について書くことは、非常にむずかしい。というのは、この期の急進主義には必ずしも階級や政党とはびつたりと一致しえないような多くの対立する諸潮流があったからである⁽³⁵⁾」と指摘しつつ、さらに、「フランシス・プレイスは、このような中であって、中心的な人物であった。なぜならば、かれは、あらゆる潮流に属することによって自らの潮流を限定しなかったからである⁽³⁶⁾」と述べている。これは、後年、かれがチャーチストたちとも連携しえた大きな要因となるものであったといえるであろう。しかしながら、かれ自身がチャーチストへと転換したのではなかった点もまた看過されてはならないのである。

ここに、もう一つ、プレイスの武勇伝といわれているものがある。それは、かれがウェリントン内閣の成立を阻止した点で決定的な役割を果たしたというものである。それは、一八三二年五月のことであった。トーリー党は選挙法改革を求める民衆運動の爆発的な高揚を軍事力によって押えこもうとしてウェリントン公を首相とする組閣を国王ウィリアム四世に迫ったのに対して、あらゆる急進派がこれに激高して決起し、最終的にはこれを阻止した結果、第二次グレイ内閣が成立をみた⁽³⁷⁾。このような経過の中で、「ミドル・クラス神話が、プレイス、ミルおよび哲学的急進派によってロンドンで醸成された⁽³⁸⁾」のである。すなわち、この神話は、ウェリントン内閣を阻止しえた点で最大の力を発揮したのはミドル・クラスであったとするものである。しかし、ロイルとウォールヴィンによれば、「かれが組閣に失

敗したのはかれがイギリスで起こるであろう諸結果を心配したからではなく、ロバート・ピールが保守主義的な手法による改革を主張しつつ入閣を断わったからである⁽³⁹⁾。かつ、この時、「イギリスは、ブレイスやミルが狙っていたものをはるかに超えたある種の革命を経験したともいえるからである⁽⁴⁰⁾」。すなわち、一八三二年にイギリスの大衆が全国各地で一斉に決起したのは、たんなる選挙権の拡大を求めたためではなかった。かれらは経済的な諸要求を含むあらゆる分野での改革を求めて決起したのである。これに対して、ブレイスは選挙権の拡大を主要な柱としていた「選挙法改正法案」の成立を追求していたのであり、その限りにおいては、「かれの目的はホイッグ内閣継続の国王裁断が下ることを強めようとするところにあつた⁽⁴¹⁾」といえるのである。そして、それは、たしかに成功した。したがって、哲学的急進派がその過程においてきわめて重要な役割を果たしたと考えたのはやむをえないところではあろう。しかし、ハンバーガーによれば、「かれらがどの程度の影響力をもっていたかについては確定しがたい⁽⁴²⁾」といわざるをえないのである。

すでにみたように、一八三二年のイギリスにおいてはさまざまな異なる急進主義の諸潮流が噴出し、それぞれがあたかも主役を得て表舞台で大熱演を演じたかの観があつた。つまり、一八三二年選挙法改正法は、ミドル・クラスの力をもつてしてのみでは不可能であつたように思われるのである。その意味では、「民衆的急進派なくしては、ミドル・クラスの改革者たちはほとんど前進することはできなかつたであろう。パーミンガムのようなところでのみミドル・クラスの強力な運動が起こりえたであろうが、それも労働者階級の支持を基盤としていたのである⁽⁴³⁾」とする指摘が歴史的には正しいものであつたといわなければならないのである。

しかしながら、哲学的急進派が一八三〇年代のさまざまな急進主義の諸潮流を一つの大きな力に糾合しようとする点である程度の成功をおさめたことは否定しえないところであらう。H・パーキンは、「ブレイスの戦略は、ミドル・

クラスの理想のもとで『ミドル・クラスと労働者階級の政治連盟』に“人民”を糾合しようとするところにあったし、労働者階級の理想をもつ主役たち、つまり、ロウタンダニストを過激主義者として、また、労働者を代表しえていない徒党としてかれらを孤立化させるところにあった⁽⁴⁴⁾と指摘している。また、D・J・ロウも指摘するように、「かれの一般的見解は、革命に先手を打つことが必要であり、完全な変革を追求していたウルトラ急進派の恐るべき態度を容認してはならないとするものであった⁽⁴⁵⁾。それは、ペンサム・ミルの戦略と同じものであり、革命を回避しつつ急進的な議会改革を目ざそうとするものであった。ハンバーガーも、「ミルはあくまでも非暴力的な方法にこだわっていた⁽⁴⁶⁾」と述べているように、ミルの戦略もまた、改革運動の手段をあくまでも合法的な手段に限定しつつ、非暴力的な暴力的な手段をやむをえないものと主張していた過激派を孤立化させるところにあった。プレイスの「国民政治連盟」は、そのようなミル・プレイスの戦略にもとづいて結成されたものである。それにしても、すでにみたように、この連盟に哲学的急進派の主要なメンバーがほとんど加入しなかったのはなぜなのであろうか。ここに、哲学的急進派のグループとしての究極的な特徴をみることができるようににも思われるのである。

じつに“人民”を一つの大きな力へと糾合しようとした哲学的急進派ではあったが、その内部は決して一つに結合していたとはいえなかったのである。これは、すでに、本稿第三節でみたことである。ここで、さらに、「哲学的急進派でさえもつねに全員一致して団結していたわけではなかった⁽⁴⁷⁾」とするR・S・ニールの指摘を引いておこう。その理由をさらにここで敷衍するならば、その理論的レベルを別とするならば、ペンサムが教祖的な性格をもっていたことが、および、この急進派のメンバーがそれぞれに強烈な個性をもっていたことが指摘できるであろう。ステューヴンは、「プレイスとJ・ミルとの間にはその性格に多くの似かよったところがあった⁽⁴⁸⁾」と指摘しつつ、この両者は、剛直にして精力的な知性人であり、独断的にして決然たる批判家であり、大いなる自信家であり、徹底的に律

義にして独立した人物であった、と述べている。⁽⁴⁹⁾この両者の共通項は、一言にしていえば、「徹底した個人主義者」⁽⁵⁰⁾であった。このようなかれらの性格的な特徴は、多少なりとも、哲学的急進派のすべてのメンバーにもあてはまるといわなければならないのである。

哲学的急進派は、今日のような政党的団結を誇るものではありえず、ベンサムを教祖として仰ぐような信教者集団でもなかった。それは、強烈な個性をもつ改革者たちがいくつかの共通する諸要求にもとづいて結集したゆるやかな集団であった。その意味では、次のようなハンバーガーの定義は誠に当を得たものというべきであろう。「『哲学的急進派』という用語は、ベンサムとその仲間たちによってとられた立場を意味するものとして広く用いられてきたものであり、それは、科学的な法律学、一八三四年救貧法の原理、チャドウィック的な官僚制観、および、レッセルフェールの経済学への熱望、すなわち、功利主義のあらゆる知的土台を共有する人々の立場を意味するものとして用いられてきたものである」⁽⁵¹⁾。哲学的急進派のメンバーからみるならば、議会改革はそのさまざま課題のうちの一つにすぎなかった。かれらは、社会のあらゆる分野でのミドル・クラス化、つまり、ブルジョワ化を追求しようとしていたのである。その意味では、哲学的急進派の目ざしていたものは「ミドル・クラス文化を創造すること」⁽⁵²⁾にほかならなかったといえるであろう。

「ミドル・クラスはすばらしいというミドル・クラス礼賛、教育は万能薬にちかいとする信念および科学は魔法にちかいとする信念、進歩への崇拜と道徳的進化への信仰、とりわけ、実社会における個々人の真剣なる職業的努力の強調」⁽⁵³⁾——哲学的急進派のメンバーはこのような共通の信念にもとづいて貴族制的寡頭制的社会を変革してミドル・クラスの社会と文化を構築しようとしたのである。かれらにとっては、本稿でみたような議会改革論はそのための橋頭堡にほかならなかった。そして、ここに、かれらがコベットやハントとはついに連帯しえなかった真の理由もあった

- (1) Mill, J.S., *Autobiography*, p.67. 邦訳『前出』九五頁。
- (2) Thomas, W., *op. cit.*, p.10.
- (3) Clarke, M.L., *op. cit.*, p.41.
- (4) Thale, M., *Editor's Introduction*, to: *The Autobiography of Francis Place (1771-1854)*, 1972, p.xiv. Halévy, E., *op. cit.*, p.512.
- Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, pp.252-6.
- (5) Place, F., *The Autobiography of Francis Place*, pp.201ff..
- (6) Bain, A., *op. cit.*, p.78.
- (7) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.15.
- (8) Thale, M., *op. cit.*, p.xii.
- (9) Bain, A., *op. cit.*, pp.78-9.
- (10) Wallas, G., *The Life of Francis Place*, p.72.
- (11) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p.15.
- (12) Thomas, W., *op. cit.*, p.38.
- (13) *ibid.*, p.37.
- (14) Halévy, E., *op. cit.*, p.260.
- (15) Wallas, G., *op. cit.*, p.73.
- (16) Thale, M., *op. cit.*, p.xii.
- (17) Wallas, G., *op. cit.*, p.79.
- (18) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.132.
- (19) Wallas, G., *op. cit.*, p.86.
- (20) *ibid.*, p.89.
- (21) *ibid.*, p.74.
- (22) *ibid.*, p.91.

- (23) Baker, W.J., *Place, Francis (1771-1854)*, in: *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, vol.1, p.378.
- (24) Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*, pp.77-8.
- (25) *ibid.*, p.74.
- (26) *ibid.*, p.90
- (27) Clarke, M.L., *op. cit.*, p.41.
- (28) Belchem, J., 'Orator' Hunt: *Henry Hunt and English Working-class Radicalism*, 1985, p.245.
- (29) Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*, p.129.
- (30) *ibid.*, p.81.
- (31) *ibid.*, p.81.
- (32) Thomis, M.I. & P. Holt, *op. cit.*, p.94.
- (33) *ibid.*, p.94.
- (34) *Biographical Dictionary of Modern British Radicals*, vol.1, p.378.
- (35) Royle, E. & J. Walvin, *English Radicals and Reformers 1760-1848*, 1982, p.157.
- (36) *ibid.*, pp.190-91.
- (37) Rowe, D.J. (ed.), *London Radicalism 1830-1843: A Selection from the Papers of Francis Place*, 1970, pp.88-95. *cf.* Wallas, G., *op. cit.*, pp.295-323. Conacher, J.B. (ed.), *op. cit.*, pp.45-55.
- (38) Royle, E. & J. Walvin, *op. cit.*, p.146.
- (39) *ibid.*, p.146.
- (40) *ibid.*, p.148.
- (41) Gash, N., *op. cit.*, p.6.
- (42) Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*, p.111.
- (43) Royle, E. & J. Walvin, *op. cit.*, p.145.
- (44) Perkin, H., *op. cit.*, p.312.
- (45) Rowe, D.J., *Introduction*, to: *London Radicalism 1830-1843*, p.xxvi.
- (46) Hamburger, J., *James Mill and the Art of Revolution*, p.22.

- (47) Neale, R.S., *Class and Ideology in the Nineteenth Century*, 1972, p.24.
- (48) Stephen, L., *op. cit.*, vol.2, p. 12.
- (49) *ibid.*, p.13.
- (50) *ibid.*, p.13.
- (51) Hamburger, J., *Intellectuals in Politics*, p.64.
- (52) Nesbitt, G.L., *op. cit.*, p.77.
- (53) *ibid.*, p.92.
- (54) Stephen, L., *op. cit.*, vol.1, p.217. Halevy, E., *op. cit.*, p.264. Royle, E. & J. Walvin, *op. cit.*, p.97.

(なお、本稿の執筆にあたり、大英図書館とロンドン大学図書館の史料を閲覧することができた。ここに、両図書館に心から感謝の意を表する次第である)。